

# 熊野町地域福祉計画



令和4年3月

熊野町

# はじめに



熊野町を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少などを背景に、人々のライフスタイルの多様化や、家族構成の変化、地域のつながりの希薄化などの課題のみならず、世界経済や情勢、新型コロナウイルス感染拡大などの影響を受け、大きな変化がもたらされています。

熊野町では、令和3年度からの10年間を計画期間とする「第6次熊野町総合計画」を策定し、福祉施策においては、「誰もが元気で健やかに暮らせるまち」を基本目標に掲げ、町の目指すべき将来像を描いています。

広島県においては、令和2年4月に「広島県地域福祉支援計画」を策定し、県民誰もが住み慣れた地域でつながり、生きがいや役割を持ち、助け合いながら生き生きと暮らしていくことのできる地域共生社会の実現を目指しています。

本計画は、「みんなでつくる 共生のまち くまの」を基本理念として、自助・互助・共助・公助を充実させる仕組みづくりを行い、地域福祉を推進することを目的としています。町民、地域、団体、町の連携を深め、支え合い、住み慣れた熊野町で、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、誰もが安心して自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会の構築を目指していきます。

最後に本計画の策定にご尽力いただきました熊野町保健福祉推進協議会委員の皆様をはじめ、地域福祉に関するアンケート調査にご協力いただきました町民の皆様、住民ワークショップ等を通じてご意見を頂きました皆様に、心から厚くお礼申し上げます。

令和4年3月

熊野町長 三村裕史

## 目 次

<b>第1章 計画策定に当たって .....</b>	<b>1</b>
1 計画策定の背景 .....	1
2 地域福祉の考え方 .....	2
3 地域福祉を取り巻く制度等の動向 .....	5
4 計画の概要 .....	9
<b>第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題 .....</b>	<b>12</b>
1 人口等の推移 .....	12
2 福祉関連の現状 .....	14
3 基礎調査の主な結果 .....	18
4 基礎調査結果からみえる課題 .....	36
5 基礎調査結果からみえる課題を踏まえた方向性 .....	40
<b>第3章 計画の基本理念・基本目標 .....</b>	<b>41</b>
1 基本理念 .....	41
2 基本目標 .....	42
3 施策体系 .....	44
<b>第4章 施策の展開 .....</b>	<b>45</b>
基本目標 1 ふれあい、認め合い、つながり合う人づくり .....	45
基本目標 2 支え合いと助け合いの地域づくり .....	50
基本目標 3 安心・安全な暮らしのための体制・基盤づくり .....	55
<b>第5章 指標設定について .....</b>	<b>66</b>
<b>第6章 計画の推進 .....</b>	<b>68</b>
1 地域ネットワークの強化 .....	68
2 社会福祉協議会との連携強化 .....	68
3 庁内体制の整備 .....	68
4 計画の評価 .....	68
<b>資料編 .....</b>	<b>69</b>
1 熊野町保健福祉推進協議会設置要綱 .....	69
2 熊野町保健福祉推進協議会委員名簿(熊野町地域福祉計画策定委員会) .....	72
3 熊野町地域福祉計画策定の経過 .....	73

# 第1章 計画策定に当たって

1

## 計画策定の背景

かつて我が国では、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域・家庭・職場といった人々の生活の様々な場面において、支え合いの機能が存在しました。一方で、社会保障制度は、地域や家庭が果たしてきた役割の一部を代替する必要性が高まったことに対応して、高齢者、障害者、子どもなどの対象者ごとに、また、生活に必要な機能ごとに、公的支援制度の整備と公的支援の充実が図られ、人々の暮らしを支えてきました。

しかし、近年超高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。日常生活における人と人とのつながりが弱まる中、生活領域における支え合いの基盤を再構築することで、人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そしてときに支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような地域社会が求められています。

また、社会保障の制度化や、対象者別・機能別に整備された公的支援については、昨今、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況がみられ、対応が困難なケースが浮き彫りとなっていることから、地域社会全体で支えていくことが、これまでにも増して重要となっています。

「地域共生社会」とは、このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

本町でも、人口減少とともに高齢化が進んでいることから、町民、地域・団体、町の連携を深め、自助・互助・共助・公助を充実させる仕組みを構築し、お互いに協力し合い、支え合い、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、誰もが住み慣れた熊野町で、安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、地域社会の福祉課題の解決に取り組み、地域福祉を推進するため、「熊野町地域福祉計画」として策定します。

## (1) 「地域福祉」とは

「地域福祉」とは、住み慣れた地域の中で、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、誰もが安心して自分らしく暮らし続けることができるよう地域住民、地域・団体、社会福祉関係者、町等が、自助・互助・共助・公助を基本に、お互いに協力し合い、支え合って地域社会の福祉課題の解決に取り組むことです。

## (2) 「地域共生社会」の構築

これまでの「福祉」は、高齢者福祉や障害者福祉、児童福祉など、その対象者ごとに展開することにより、サービスの効率的な提供を図ってきましたが、現状においては、少子・高齢化、単身世帯の増加、社会的孤立など、様々な分野の課題が絡み合って複雑化、複合化しています。そこで、各種個別計画の関係性の整理を行い、総合的な地域福祉の推進に向けた施策体系を構築していくことが必要です。

## ■ 様々な課題や問題が複合化するケースの増加

介護・育児の両立 ダブルケア	障害を持った 子どもとその親の 高齢化	80歳代の親と 引きこもりの 50歳代の世帯	生活に困窮する 人・世帯の自立
-------------------	---------------------------	------------------------------	--------------------

## ■ 地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会のこと

(平成29年2月7日 厚生労働省 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)

## ■ 地域共生社会の実現に向けて

## ◆ 転換事項

- ① 公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換
  - ・個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
  - ・人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援
- ② 『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換
  - ・住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
  - ・地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

## ◆ 強化事項

- ① 「地域課題の解決力の強化」
- ② 「地域を基盤とする包括的支援の強化」
- ③ 「地域丸ごとのつながりの強化」
- ④ 「専門人材の機能強化・最大活用」

### (3) 「自助」・「互助」・「共助」・「公助」の関係

“地域の助け合いによる福祉”（地域福祉）を実現するためには、地域全体での取組が重要です。そのため、【自助】（町民）・【互助】（地域）・【共助】（社会）・【公助】（行政）がそれぞれの役割を果たし、互いに補い合い、連携し合っていくことが必要です。



出典：厚生労働省

#### (4) 「SDGs」の考え方

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、平成 27 (2015) 年 9 月に国連サミットで採択された、すべての国がその実現に向けて目指すべき「持続可能な開発目標」です。

この SDGs は、貧困の根絶や不平等の解消、環境との調和など、持続可能な世界を実現するための 17 のゴールから構成され「誰一人取り残さない」多様性のある社会の実現を目指すものです。

令和 3 年 3 月に策定された「第 6 次熊野町総合計画」(2021~2030) では、各施策が世界につながっていることを町民にもわかりやすく周知するため、各種施策と SDGs の関連を明確にしています。その中で、基本目標 1 「誰もが元気で健やかに暮らせるまち」の「基本施策 1：地域福祉の推進」において、17 のゴールのうち「1 貧困をなくそう」、「2 飢餓をゼロに」、「3 すべての人に健康と福祉を」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「11 住み続けられるまちづくりを」を目標と位置付けていることから、「第 6 次熊野町総合計画」との整合性を図り、本計画を策定します。



地域福祉の推進に当たっては、以下に示す様々な国の制度や視点を考慮していくことが必要になります。

### (1) 生活困窮者自立支援制度

平成 27 年 4 月に「生活困窮者自立支援法」が施行されました。生活困窮者自立支援制度とは、生活に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人が、自立した生活を送れるように行政が中心となって支援する制度です。本町においても自立相談支援事業、住居確保給付金の支給事業が行われています。また、平成 30 年には、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部改正が行われ、「生活困窮者に対する包括的な支援体制」、「子どもの学習支援事業」、「居住支援」が強化されています。

### 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律

#### 1. 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法）

##### (1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

- ①自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
  - ・就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
  - ・両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)
- ②都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
- ③都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

##### (2) 子どもの学習支援事業の強化

- ①学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化

##### (3) 居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

- ①シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設等

#### 2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法）

##### (1) 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援

- ①進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付

##### (2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化

- ①「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進

- ②医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化

##### (3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援

- ①無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
- ②単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施

##### (4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例等

#### 3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）

##### (1) 児童扶養手当の支払回数の見直し(年 3 回(4 月、8 月、12 月)から年 6 回(1 月、3 月、5 月、7 月、9 月、11 月))等

## (2) 成年後見制度

すべての住民が、その年齢や状態に関わらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安心した生活が続けられるよう、保健・医療・福祉・教育等、地域生活に関わるあらゆる組織、が連携した継続的、体系的な支援を受けられる体制の整備が求められています。

そのため、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条では、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画の策定が努力義務化されています。

住民が自分の意思に基づいて安心した生活を続けていくためにも、本計画の策定によって成年後見制度の利用について、啓発や周知を促進していくことが重要です。

### 成年後見制度の利用の促進に関する法律 第14条

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要

#### 1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

- (1) 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進
- (2) 尊厳のある本人らしい生活を維持できるようにするための成年後見制度の運用改善等
- (3) 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

資料：厚生労働省「第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛りこむべき事項(最終とりまとめ)」

(2021年(令和3年12月)より抜粋)

### 広島県地域福祉支援計画における権利擁護の推進

- 認知症などで判断能力が不十分な人の日常的な金銭管理等を行う福祉サービス利用援助事業(かけはし)のより一層の周知を図ります。
- 市町に対して、市民後見人の養成や成年後見制度利用促進基本計画の策定に関する情報提供や助言等を実施します。
- 市町が行う司法、福祉、医療等が連携した仕組み(権利擁護支援の地域連携ネットワーク)の構築を支援するとともに、福祉サービス利用援助事業(かけはし)から成年後見制度に至るまでの切れ目ない支援をしていきます。
- 福祉サービス利用援助事業(かけはし)を担う専門員が、生活困窮などの複雑な諸問題に対応できるよう、県社会福祉協議会が実施する研修や関係機関との連携体制の構築に向けた取組を支援し、事業の適切な運営を図ります。

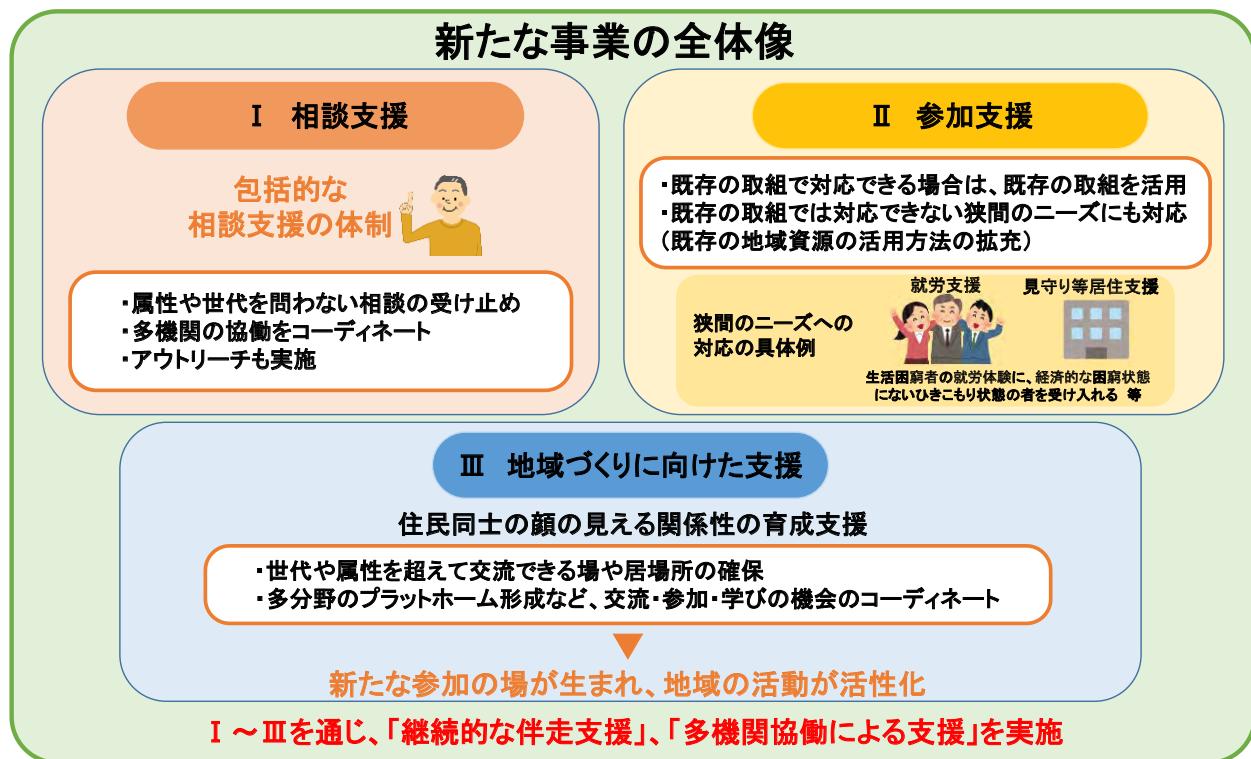
資料：「広島県地域福祉支援計画」

### (3) 重層的支援体制整備事業

令和3年4月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、第106条の4により市町村においては、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を重層的支援体制整備事業として行うことになりました。

本町においても、本事業の実施に向け、体制整備を推進していきます。

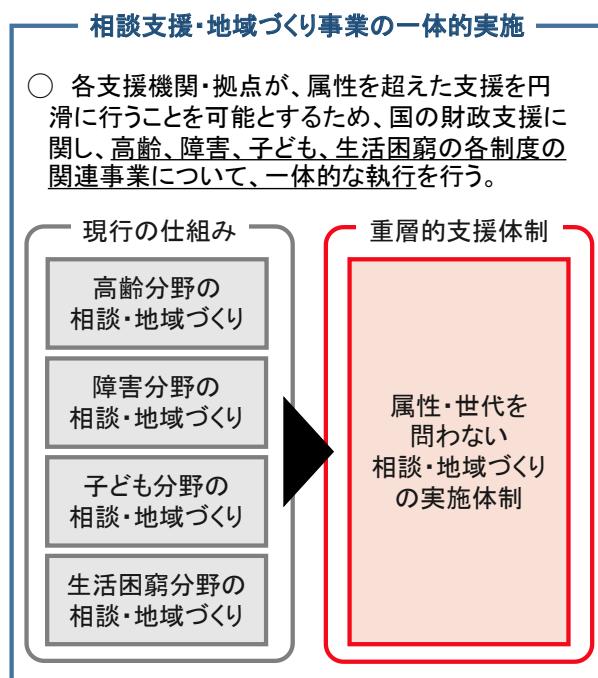
#### ■重層的支援体制整備事業の概要



▼

新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

I～IIIを通じ、「継続的な伴走支援」、「多機関協働による支援」を実施



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

(ア) 狹間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する。

(イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる。

(ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる。

厚生労働省資料より作成

#### (4) 再犯防止等施策

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、安定した仕事や住居がない、薬物等の依存症など、立ち直りに困難を抱える人が存在しています。こうした困難を抱える人の課題に対応し、その再犯を防止するためには、町民が犯罪や非行をした人の更生に理解を深め、地域で孤立することがないよう、円滑な社会復帰を支援していくことが課題となっています。

国では、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されました。同法第8条においては、「都道府県及び市町村は、計画を定めるよう努めなければならない。」とされていることから、広島県では関係機関や支援者等と連携しながら、犯罪をした者等の更生支援に取り組み、地域で支え合う地域共生社会と安全・安心な広島県の実現を目指し、令和2年度に「広島県再犯防止推進計画」が策定されました。

本計画は、再犯防止推進法第8条に基づく再犯防止推進計画を包含するもので、国の再犯防止推進計画に設定されている5つの基本方針を踏まえつつ、広島県再犯防止推進計画も勘案し、町の実情に応じた施策の展開を検討します。

#### 再犯の防止等の推進に関する法律 第8条

##### (地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

#### 国の再犯防止推進計画 5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証、調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

#### 広島県再犯防止推進計画 施策体系

再犯防止推進法に掲げる「基本理念」及び国の「再犯防止推進計画」に掲げる基本方針を踏まえて取り組みます。

- 1 社会の理解促進・支援基盤の強化
  - (1)社会の理解促進 (2)支援基盤の強化
- 2 生活上の基本ニーズの確保・回復
  - (1)住居等の確保 (2)保健医療・福祉サービスの利用支援等
- 3 社会参画の実現
  - (1)就労に向けた支援 (2)修学等の支援

出典：「広島県再犯防止推進計画」

### (1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

「地域福祉計画」は、地域福祉を推進するための仕組みをつくる計画で、社会福祉法第107条の規定に基づき、町が策定し、福祉（子育て、高齢者、障害者等）に関する部門別計画の『共通軸に関する施策』を体系化した福祉分野の上位計画に位置付けられるものです。

また、「地域福祉活動計画」は、町民、地域で福祉活動を行う者、福祉事業を経営する者が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画として、具体的な行動と関係機関の役割分担が明示されたもので、社会福祉協議会の活動計画として位置付けられます。

#### ■改正社会福祉法（平成30年4月施行）

##### （市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときには、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

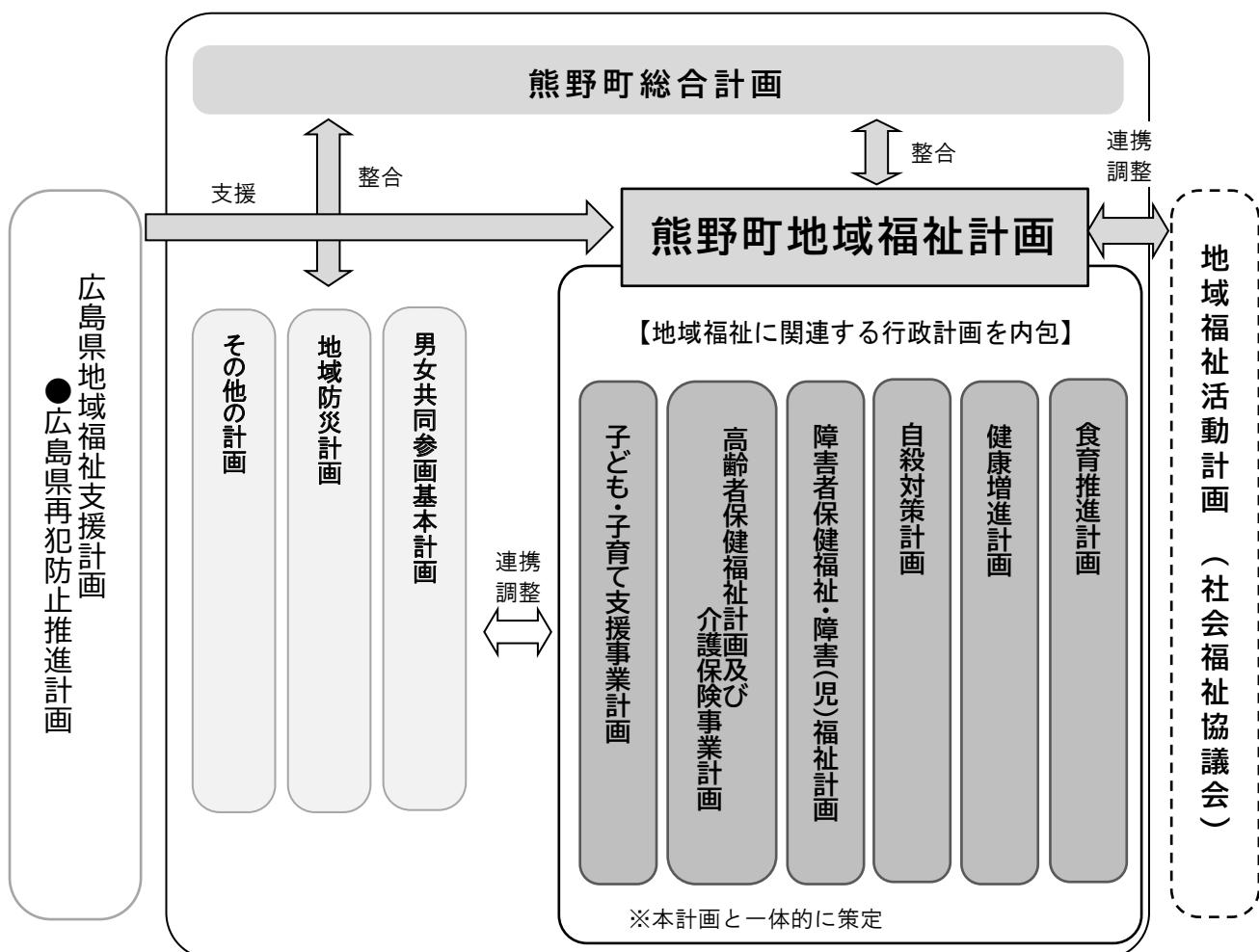
##### （市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

## (2) 計画の位置付け

本計画は、本町における他の福祉関連個別計画の「上位計画」と位置付けられることから、「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」、「障害者保健福祉・障害(児)福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」などの関連個別計画の地域福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定めるとともに、地域共生社会の構築に向けて、地域福祉の共通の理念を示す福祉の総括的な計画とします。



### (3) 計画期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とし、最終年度に見直しを行います。

また、計画期間中であっても、社会情勢の変化や法律、制度の改正等様々な状況の変化に応じて、必要な見直しを行う場合があります。

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	第6次熊野町総合計画【R3～R12】					
地域福祉計画		地域福祉計画【R4～R8】				
高齢者保健福祉計画 及び 介護保険事業計画	高齢者保健福祉計画・ 第8期介護保険事業計画 【R3～R5】		高齢者保健福祉計画・ 第9期介護保険事業計画 【R6～R8】			
障害者保健福祉計画	障害者保健福祉計画 【H30～R5】		次期障害者保健福祉計画 【R6～R11】			
障害福祉計画 障害児福祉計画	第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画 【R3～R5】		第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画 【R6～R8】			
子ども・子育て 支援事業計画	第2期子ども・子育て支援事業計画 【R2～R6】		第3期子ども・ 子育て支援事業計画 【R7～R11】			
自殺対策計画	いのち支える熊野町自殺対策計画 【R2～R7】					
健康増進計画	第2次健康増進計画 【H28～R7】					
食育推進計画	第3次食育推進計画 【R3～R7】					

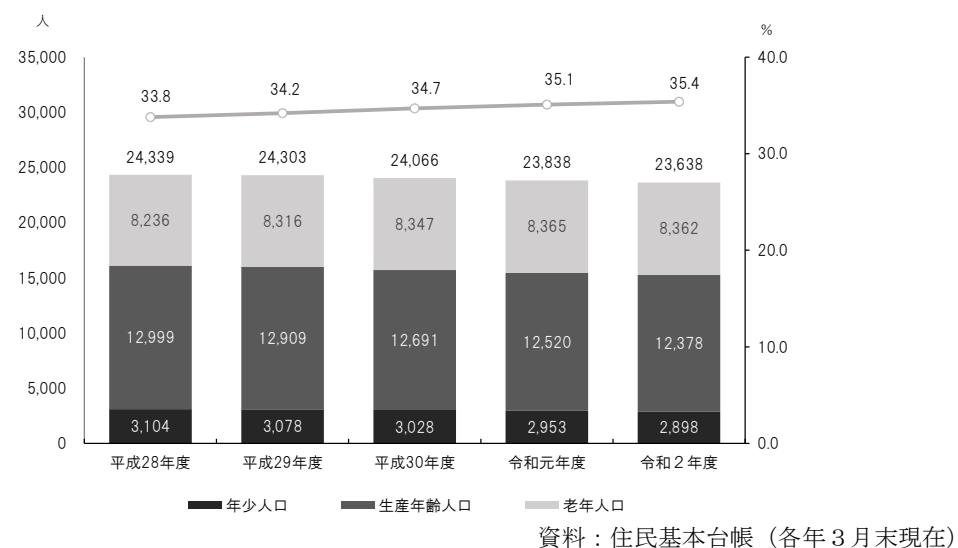
## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1

### 人口等の推移

#### (1) 年齢3区分別人口

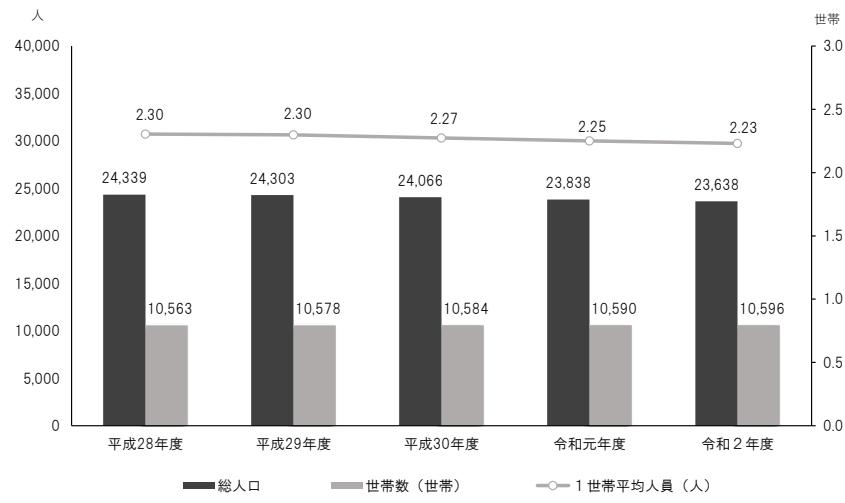
本町の総人口は、減少傾向が続いている一方、令和3年3月末現在 23,638 人となっています。特に年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)は減少傾向ですが、老人人口(65歳以上)は増加傾向で、令和3年3月末現在 8,362 人、高齢化率は35.4%と年々高くなっています。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

#### (2) 世帯数・一世帯当たり人員

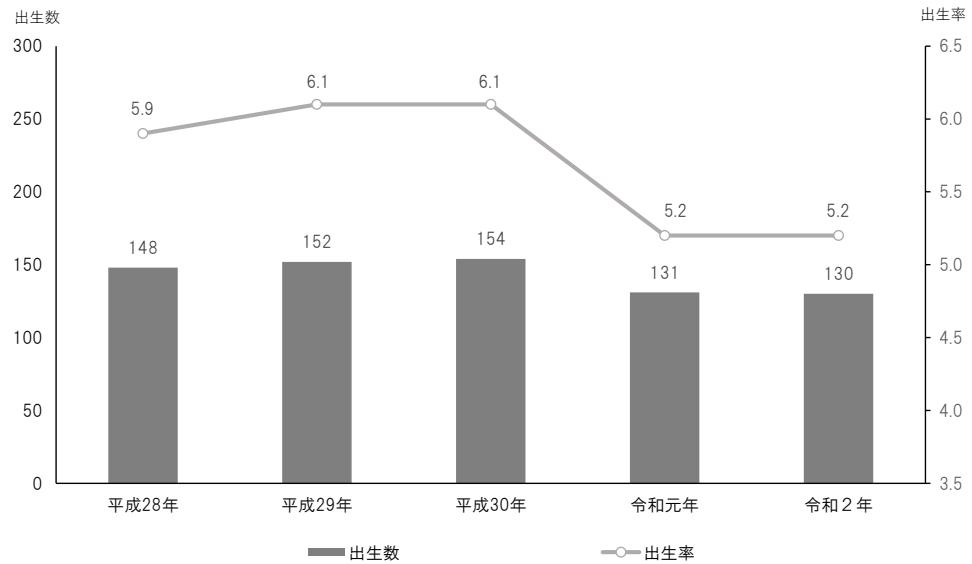
本町の総人口は、減少傾向が続いている一方、世帯数は微増傾向が進んでいることから、一世帯当たりの人員は減少傾向で、令和3年3月末現在 10,596 世帯で、一世帯当たりの人員は2.23 人となっています。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

### (3) 出生数・出生率

本町の出生数は、平成 30 年までは増加したものの、その後は減少傾向が続いており、令和 2 年は出生数 130 人、人口千人当たりの出生率は 5.2 となっています。

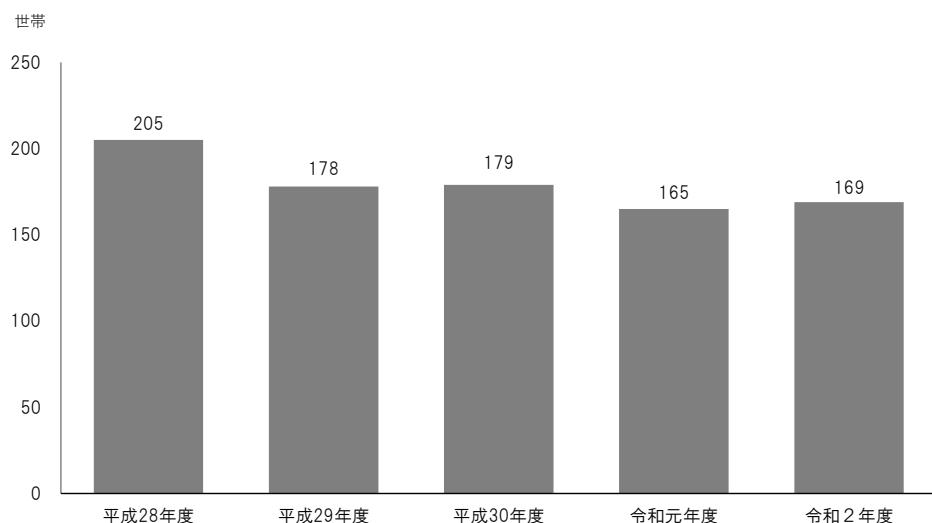


資料：住民基本台帳

※出生率：人口千人当たりの出生数の割合。

### (4) ひとり親家庭数

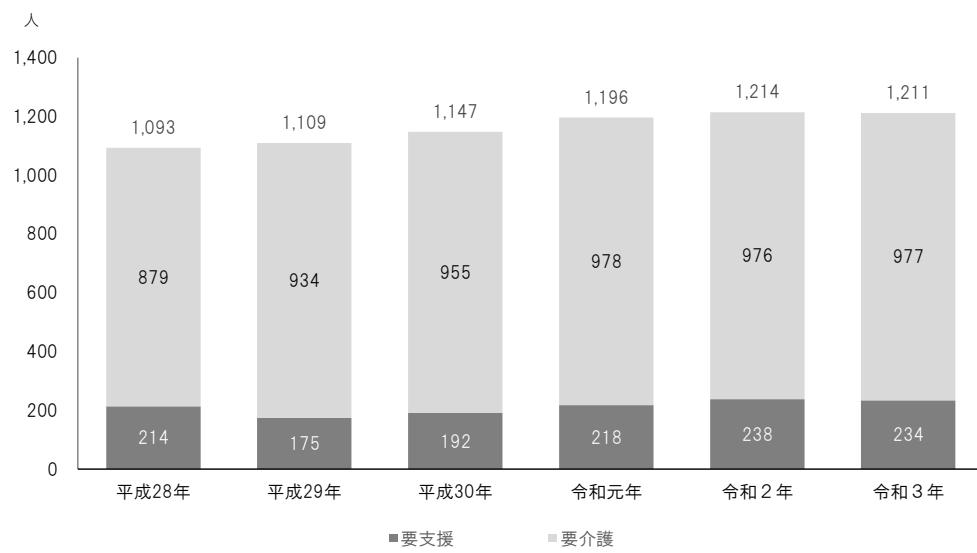
本町のひとり親家庭数は、平成 28 年度は 205 世帯と 200 世帯を上回っていましたが、平成 29 年度以降は減少傾向で、令和 2 年度は 169 世帯となっています。



資料：子育て支援課

## (1) 要支援・要介護認定者数

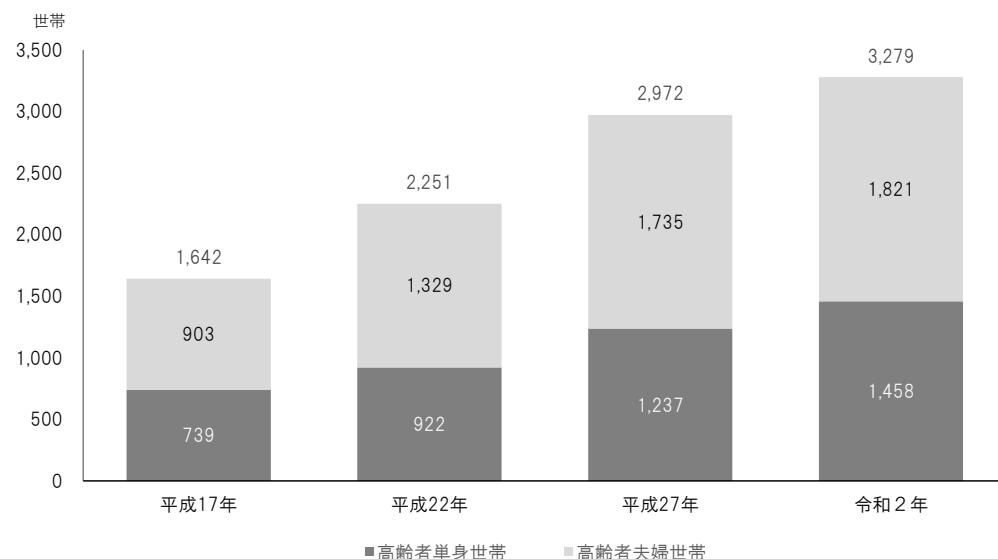
本町の要支援認定者数は、平成29年に減少したものの、平成30年以降増加傾向となっていましたが、令和3年は前年を若干下回り234人となっています。また、要介護認定者数は、増加傾向が続いていましたが、令和元年以降は980人程度にとどまっています。



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

## (2) 高齢者世帯数

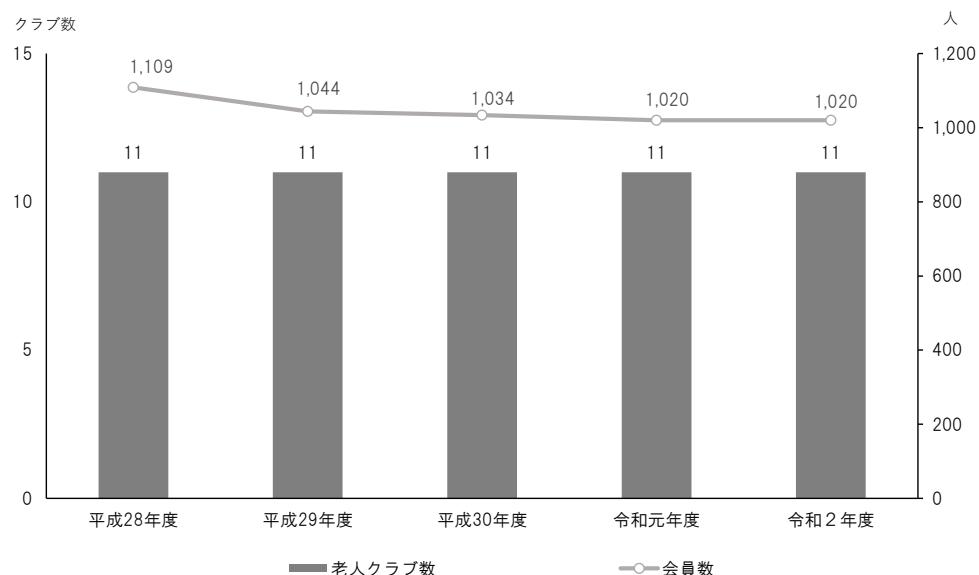
本町の高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯はともに増加傾向が顕著で、令和2年は単身世帯が1,458世帯、高齢者夫婦世帯が1,821世帯となっています。



資料：国勢調査

### (3) 老人クラブ数・会員数

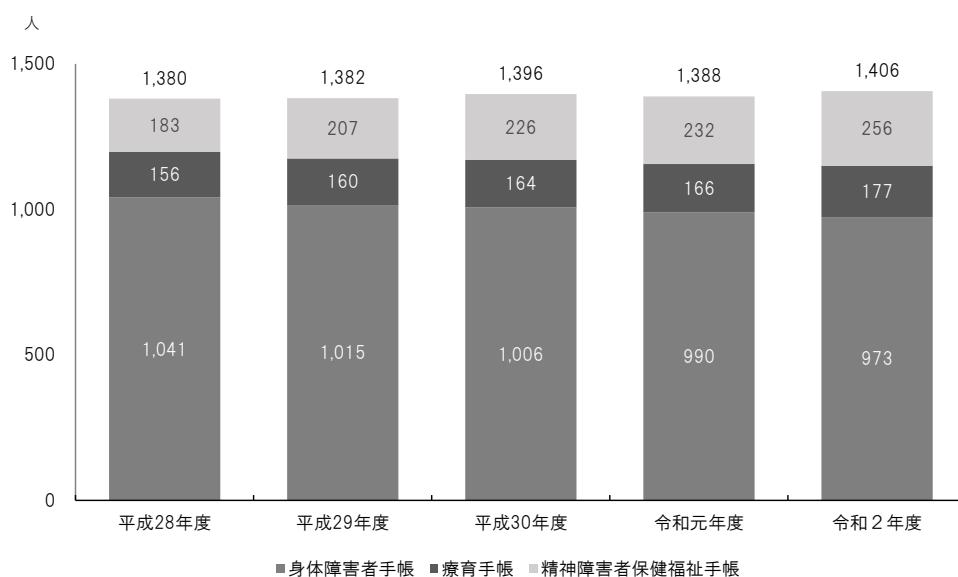
本町の老人クラブ数は、近年11団体と変化はありませんが、会員数は減少傾向となっており、令和2年度は1,020人となっています。



資料：高齢者支援課

### (4) 障害者手帳所持者数

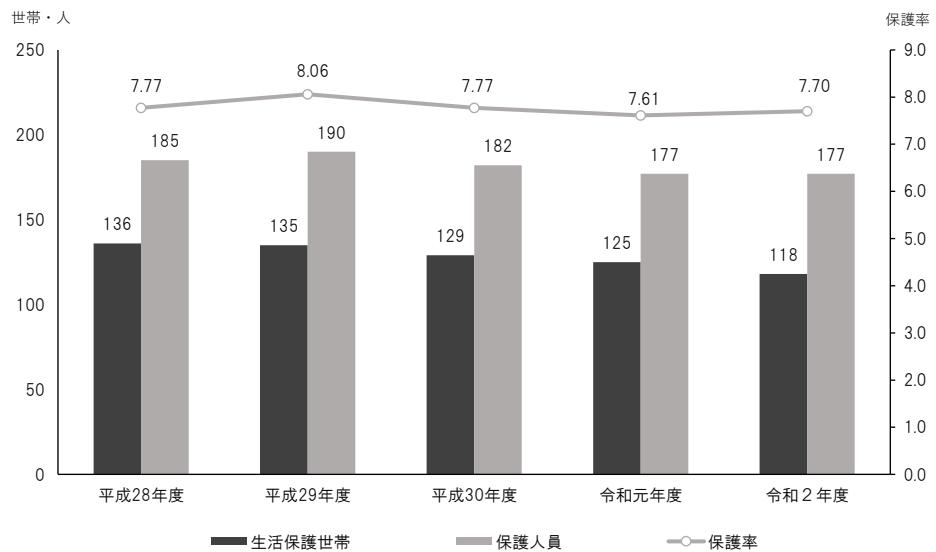
本町の障害者手帳所持者数は、令和元年度に減少しましたが、令和2年度では増加し、1,406人となっています。手帳の種別ごとでみると、身体障害者手帳所持者は減少傾向にありますが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者はともに増加傾向で、令和2年度はそれぞれ177人、256人となっています。



資料：社会福祉課（3月末現在）

## (5) 生活保護世帯数・保護人員数

本町の生活保護世帯数、保護人員数は、平成29年度に保護人員数のみ微増しましたが、全体としては微減傾向となっており、令和2年度は、生活保護世帯数は118世帯、保護人員数は177人となっています。また、人口千人当たりの保護率は、平成29年度に8.06となりましたが、各年ほぼ7.70前後で推移しています。

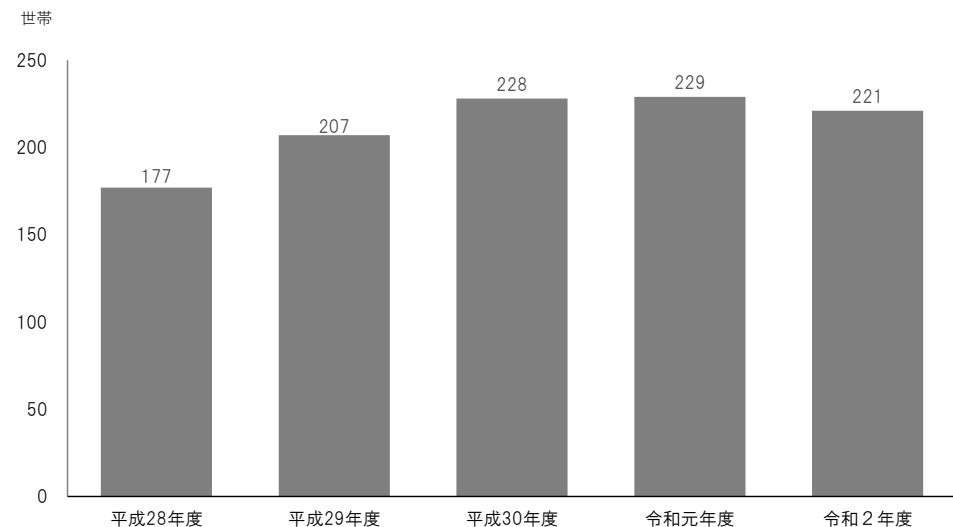


資料：社会福祉課（3月末現在）

※保護率：人口千人当たりの保護人員数の割合。

## (6) 外国人数

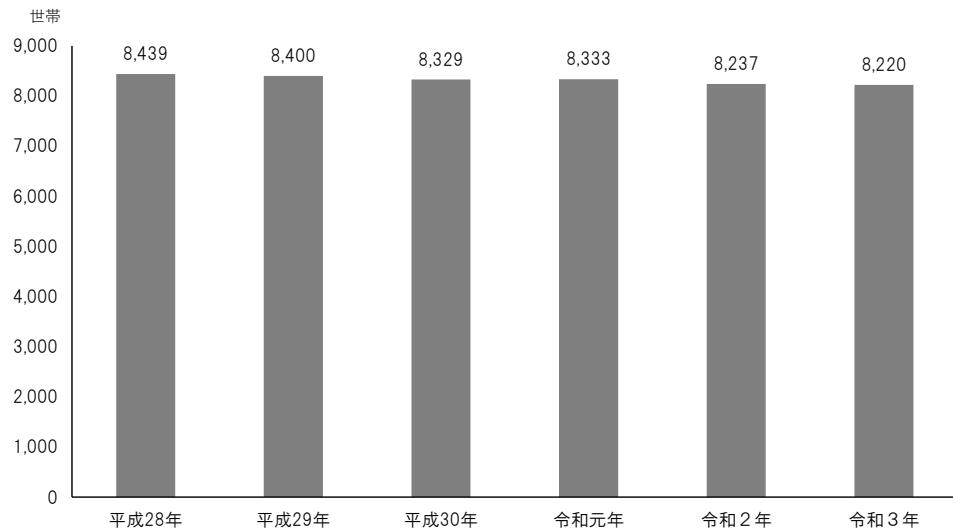
本町の外国人数は、近年増加傾向にありましたが、令和2年度は、221人と前年度を下回っています。



資料：社会福祉課（3月末現在）

## (7) 自治会加入世帯数

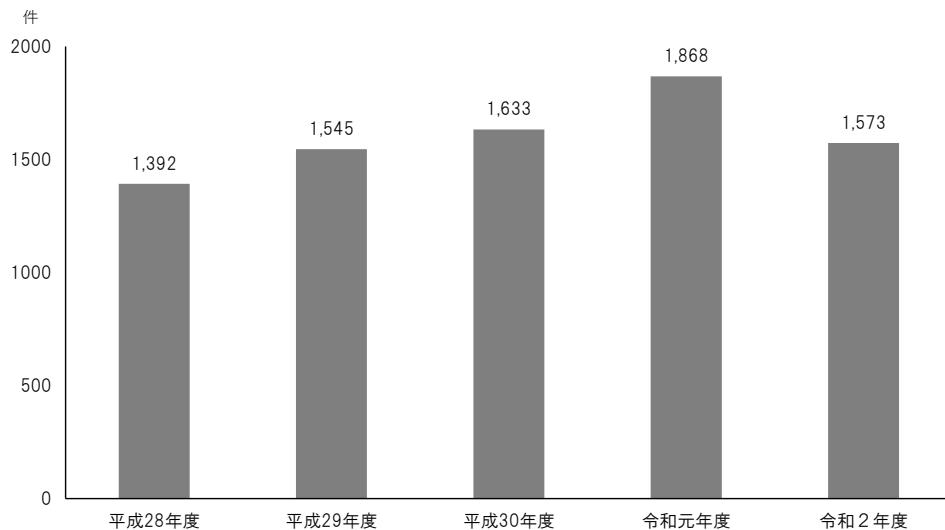
本町の自治会加入世帯数は、近年減少傾向にあり、令和3年は8,220世帯となっています。



資料：政策企画課（4月1日現在）

## (8) 民生委員・児童委員相談件数

本町の民生委員・児童委員への相談件数は、令和元年度までは増加傾向が顕著でしたが、令和2年度は1,573件と前年度を下回っています。



資料：社会福祉課（3月末現在）

本計画策定に当たり、町民の福祉に関する現状や課題、意向等を把握し、施策を検討するための町民意識調査と町内において福祉活動に取り組んでいる関係団体や事業所を対象に、地域福祉に関する現場の課題や要望等について把握するための関係団体等調査を実施しました。また、ワークショップ、グループインタビューでは、今まで以上に住みやすい地域をつくるために地域の課題、町、地域(地域住民)がそれぞれ取り組むべきことについて意見交換をしました。

### (1) 調査の概要

#### ① 町民意識調査

配 布 数： 町内に居住する 18 歳以上の町民の中から 2,000 人を無作為抽出

調査時期： 令和 3 年 9 月

回 収 数： 976 件

回 収 率： 48.8%

#### ② 関係団体等調査

配 布 数： 町内において福祉活動に従事している主な関係団体及び事業所 15 団体

調査時期： 令和 3 年 9 月

回 収 数： 15 件

回 収 率： 100.0%

#### ③ ワークショップ

開催日時： 令和 3 年 10 月 15 日(金)

参 加 者： 地域自立支援協議会事務局会議メンバー

開催日時： 令和 3 年 12 月 17 日(金)

参 加 者： 町民、民生委員・相談支援事業所職員等

#### ④ グループインタビュー

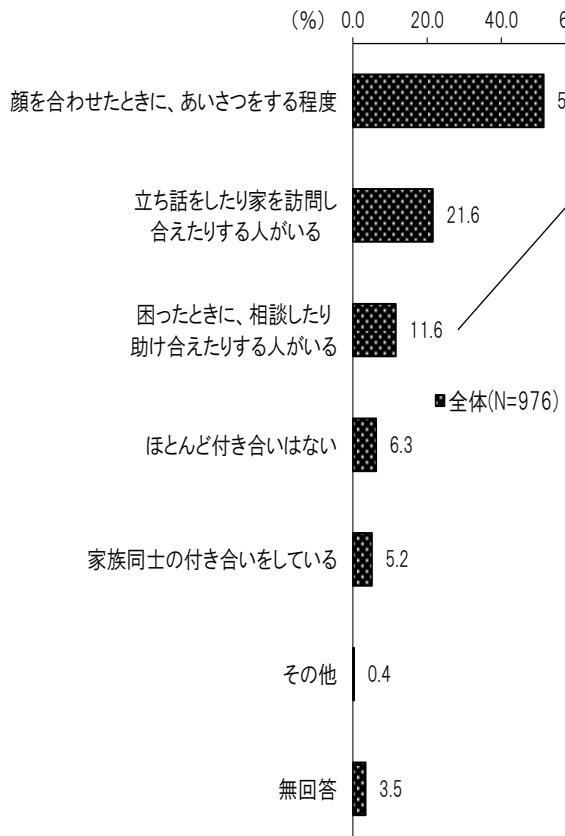
開催日時： 令和 3 年 10 月 20 日(水)

参 加 者： 民生委員児童委員定例会メンバー

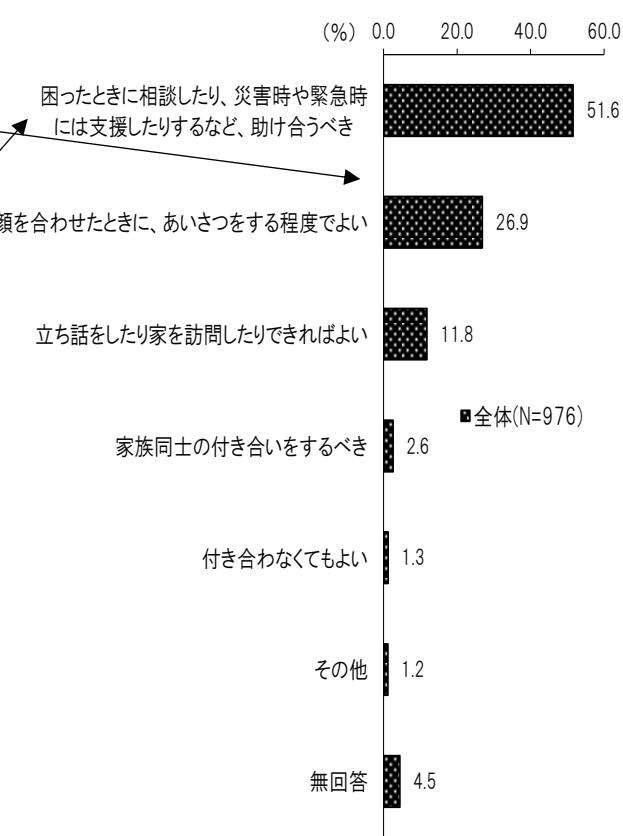
## (2) 町民意識調査・関係団体等調査の主な結果

町民意識調査・関係団体等調査の主な調査結果は以下のとおりです。

■図1 近所の人との付き合い程度



■図2 近所の人との付き合いのあり方



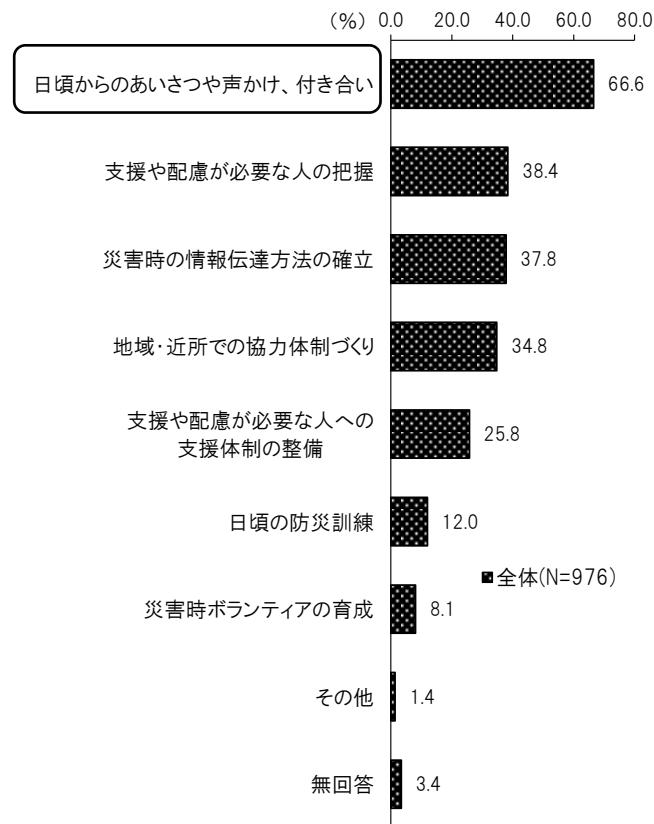
■図1-1 年齢別

単位 (%)	つ顔ををするわ 程度でた くとき に、 あい さ	え立 ち たり 話 を し た り す る 人 が り い る 家 を 訪 問 し 合	け困 つ た と き に、 人 相 が 談 い し た り 助	ほ と ん ど 付 き 合 い は な い	る家 族 同 士 の 付 き 合 い を し て い	そ の 他
全体(N=976)	51.4	21.6	11.6	6.3	5.2	0.4
【年齢別】						
29歳以下(n=72)	65.3	13.9	2.8	15.3	2.8	0.0
30歳代(n=88)	63.6	17.0	4.5	5.7	6.8	0.0
40歳代(n=113)	57.5	16.8	11.5	4.4	6.2	0.0
50歳代(n=136)	59.6	19.1	7.4	6.6	4.4	0.0
60歳代(n=144)	50.0	22.2	14.6	6.9	4.2	0.0
70歳以上(n=418)	42.3	26.1	15.1	4.8	5.7	1.0

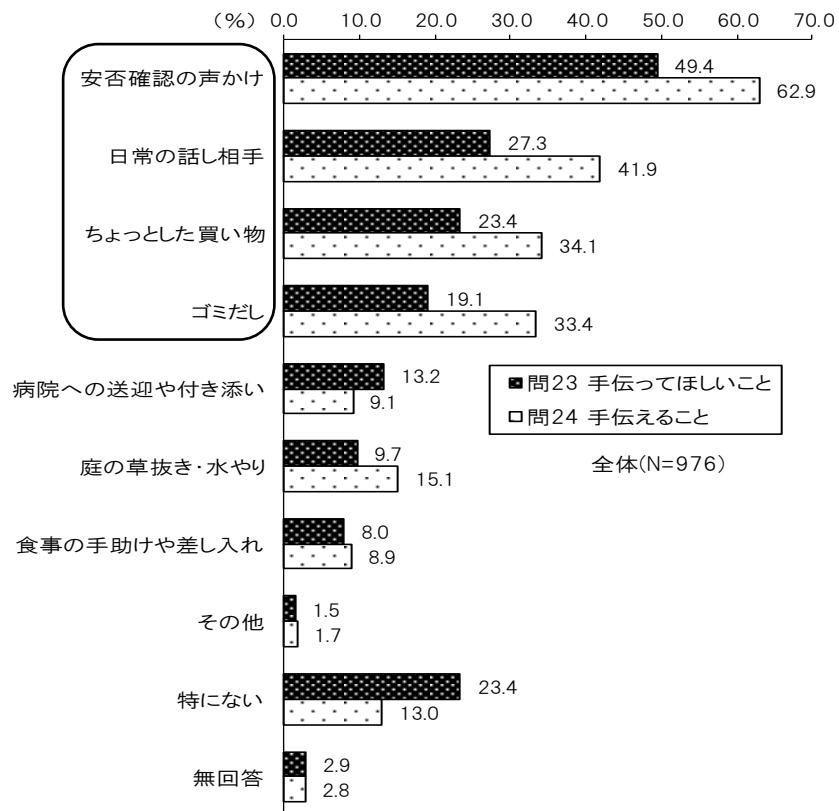
■図2-1 年齢別

単位 (%)	す書 る時 など 緊 急 時 に 相 合 は れ た り 災	困 つ た と き に 相 合 は れ た り 災	つ 顔 を す る 程 度 で よ い に あ い さ	り立 ち き れ ば よ い に 家 を 訪 問 し た	家 族 同 士 の 付 き 合 い を し て い	付 き 合 わ な く て も よ い	そ の 他
全体(N=976)	51.6	26.9	11.8	2.6	1.3	1.2	
【年齢別】							
29歳以下(n=72)	37.5	47.2	5.6	0.0	6.9	2.8	
30歳代(n=88)	51.1	31.8	10.2	0.0	1.1	1.1	
40歳代(n=113)	54.9	28.3	12.4	0.9	0.0	0.9	
50歳代(n=136)	53.7	27.2	11.0	2.9	1.5	1.5	
60歳代(n=144)	54.2	29.2	10.4	2.1	0.7	1.4	
70歳以上(n=418)	51.9	20.8	13.9	4.1	1.0	1.0	

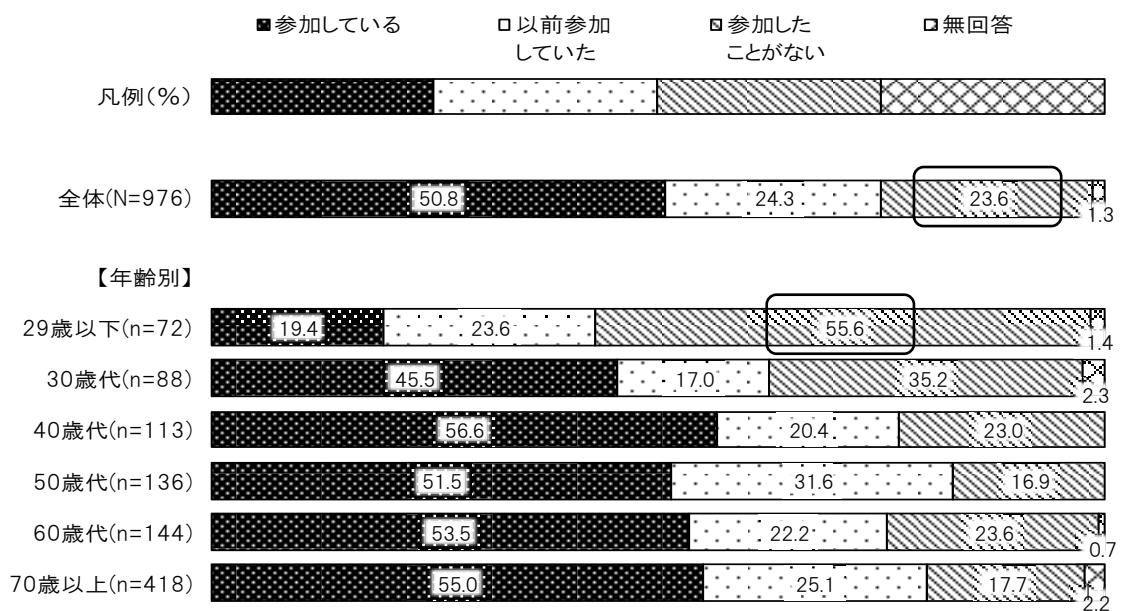
■図3 緊急時の備えとして重要なこと



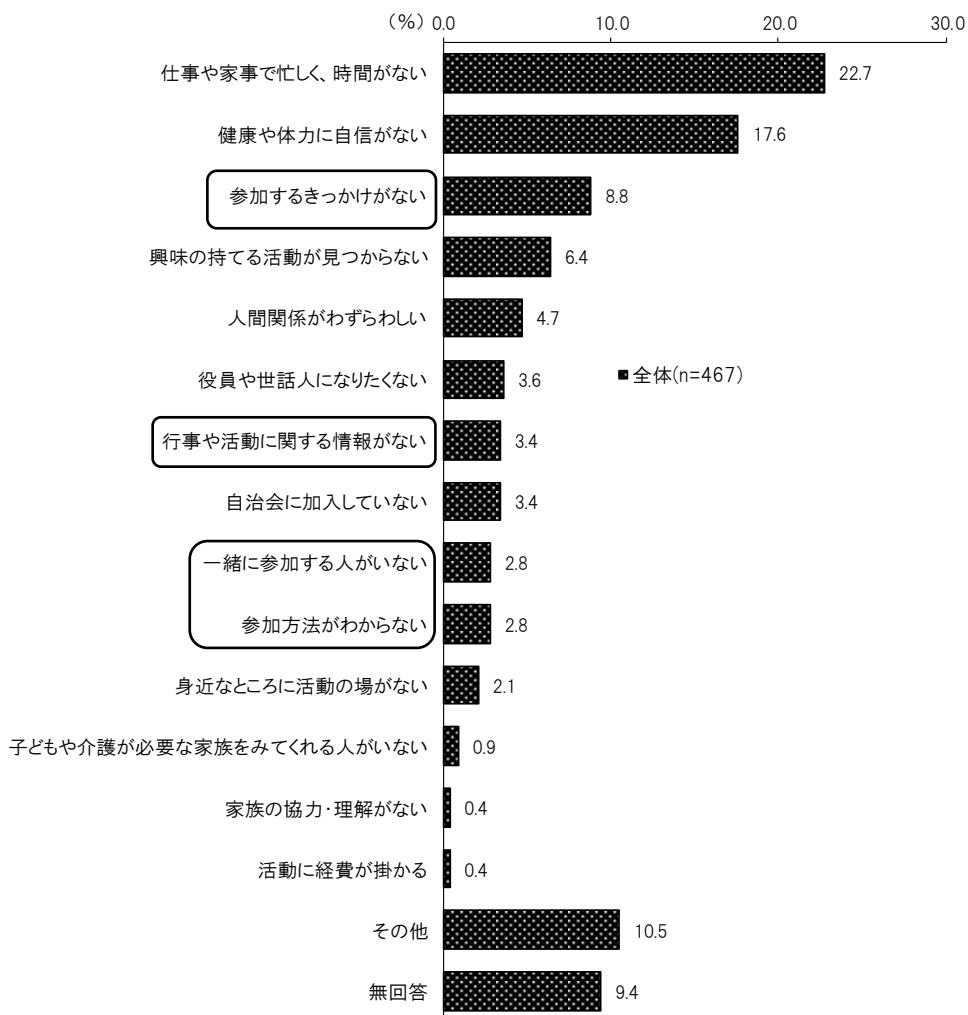
■図4 手伝ってほしいこと/手伝えること



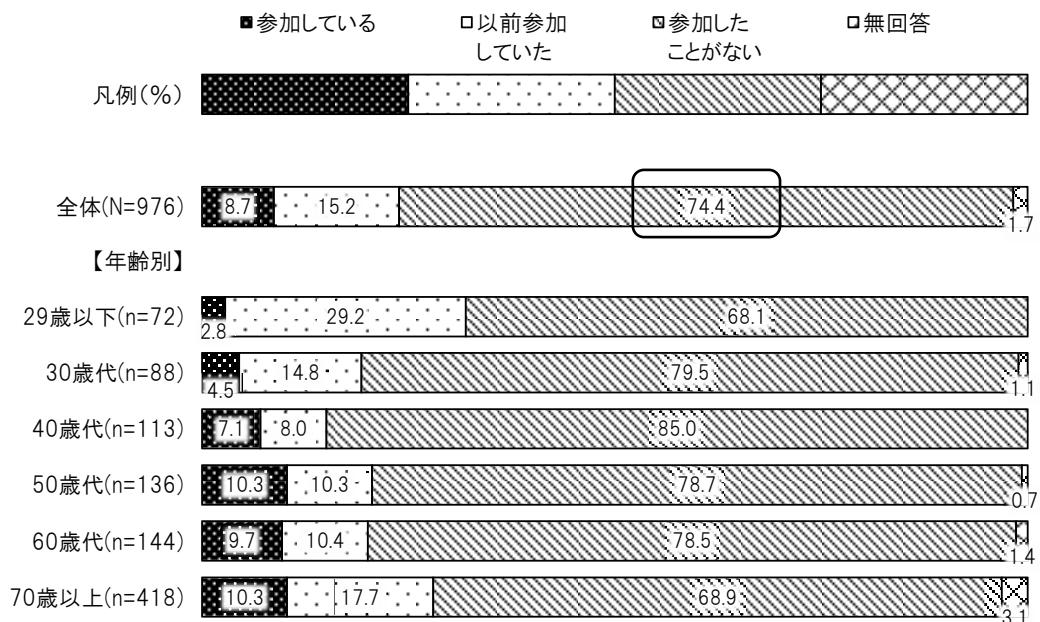
■図5 自治会などの地域組織の活動への参加状況



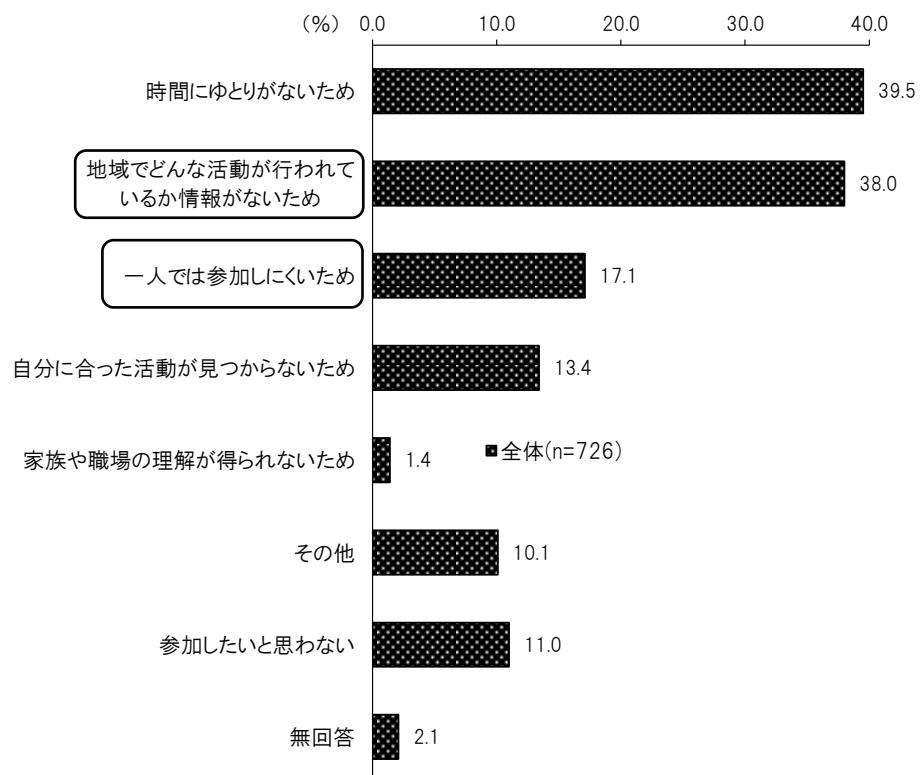
■図6 自治会などの地域組織の活動に参加していない理由



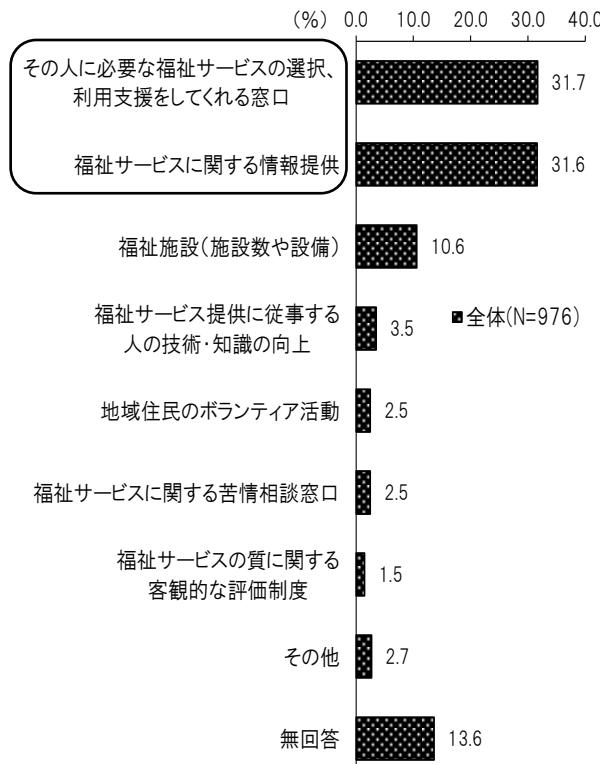
■図7 ボランティア活動への参加状況



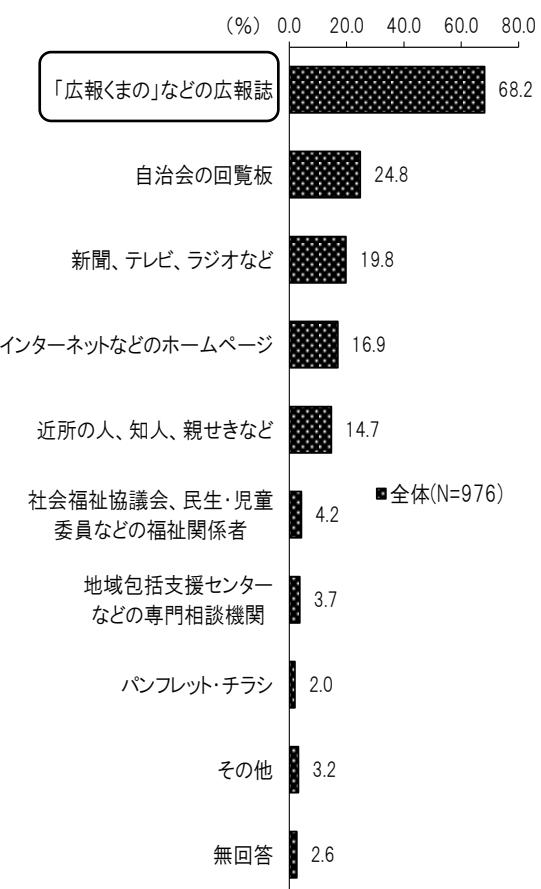
■図8 ボランティア活動に参加していない理由



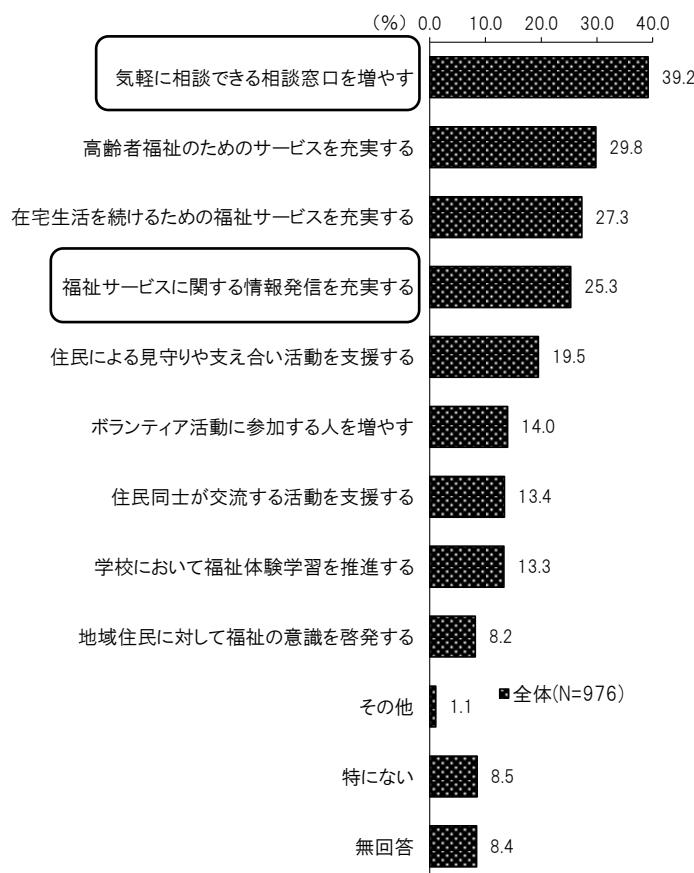
■図9 福祉サービスに関して充実させるべきこと



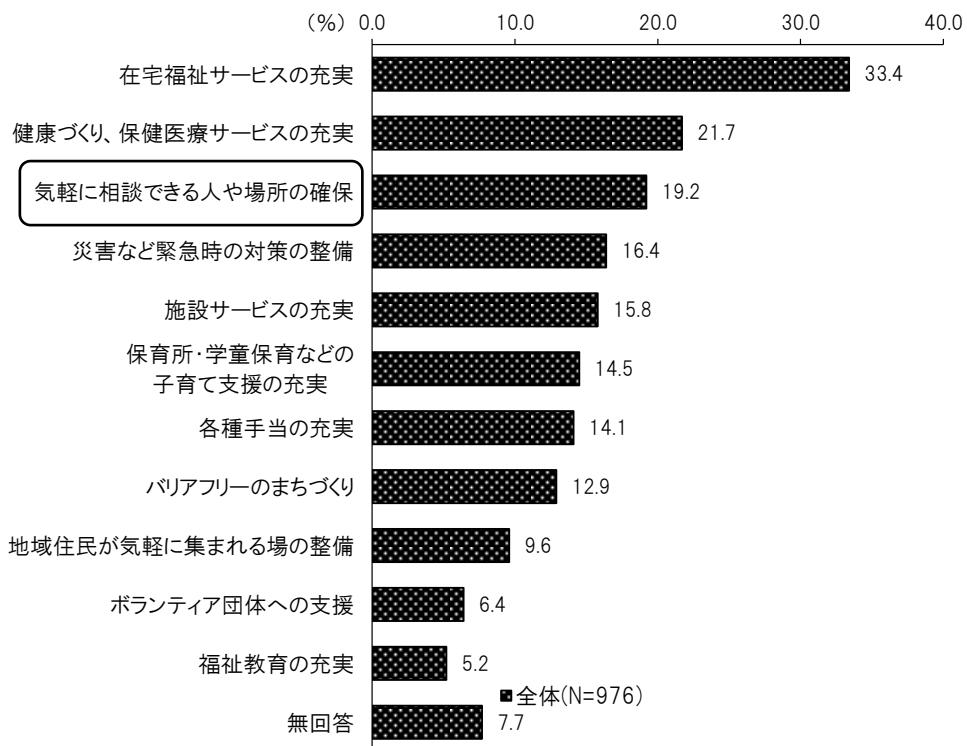
■図10 健康・福祉に関する情報の入手先



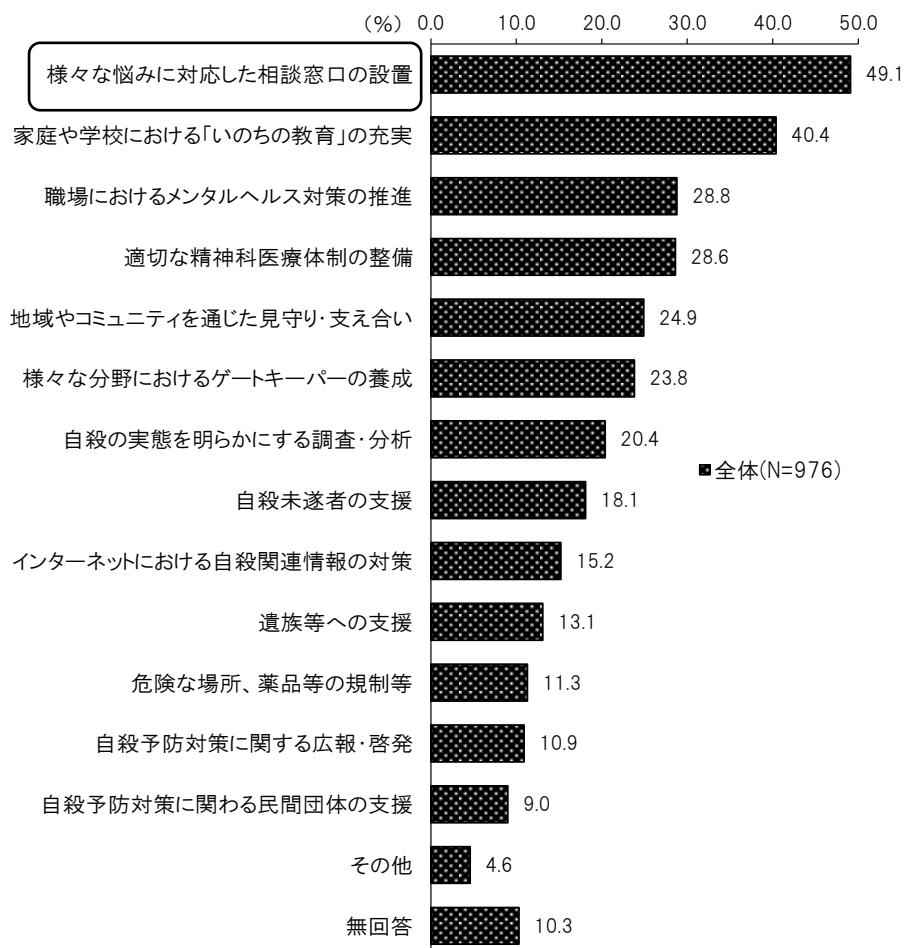
■図11 熊野町社会福祉協議会が力を入れるべき活動



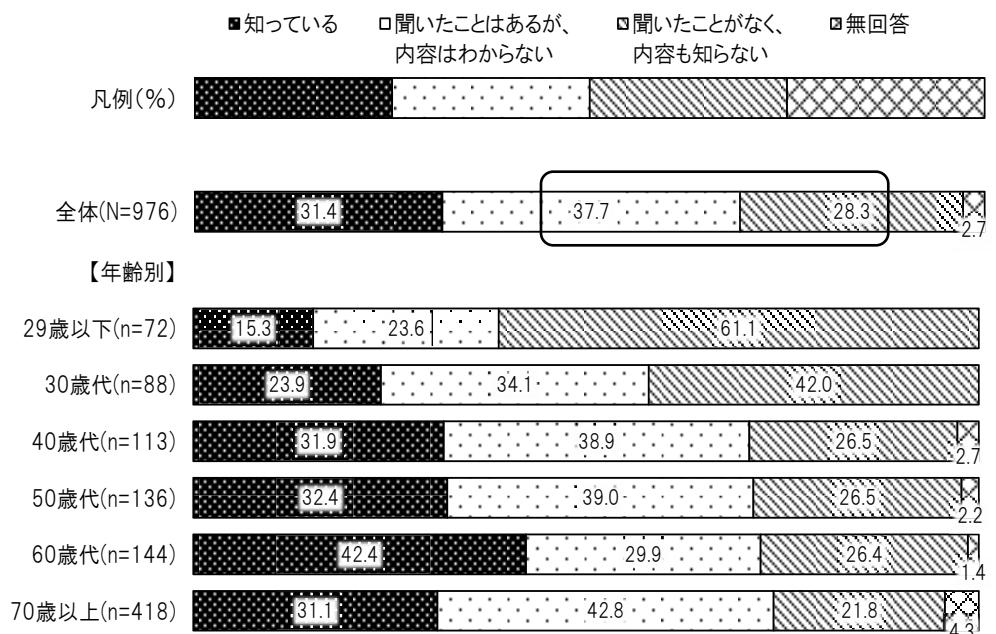
■図 12 優先的に取り組むべき分野



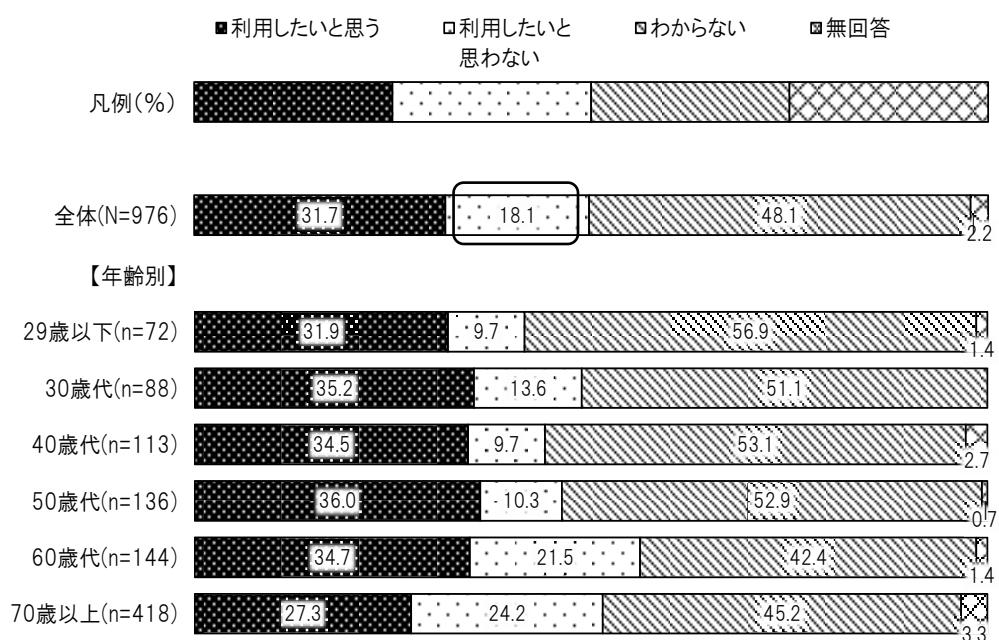
■図 13 今後、必要な自殺対策



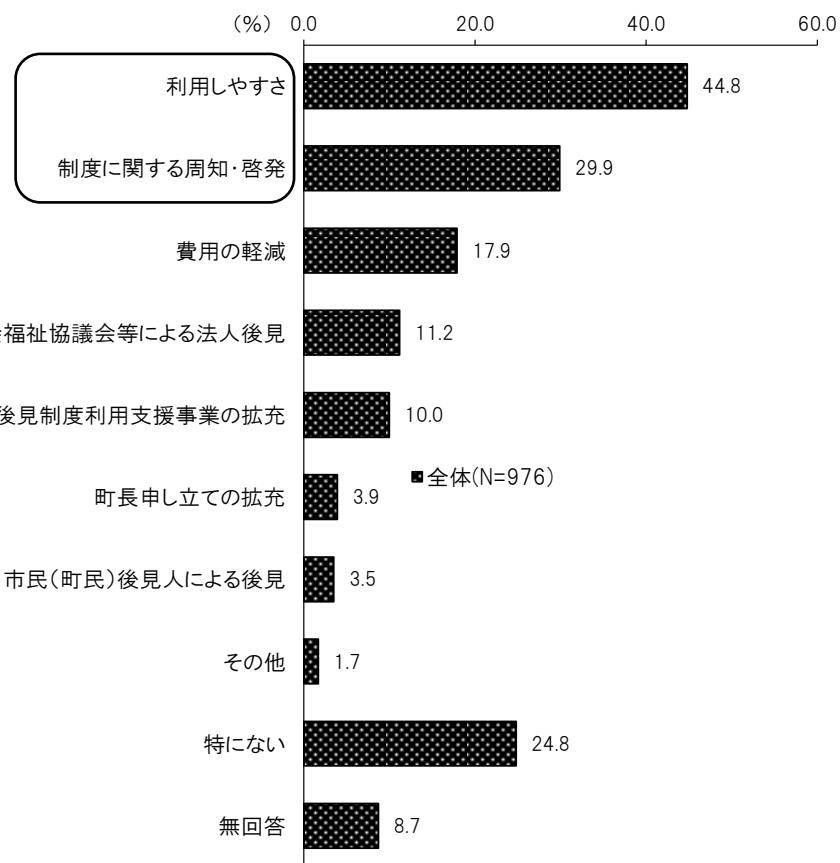
■図14 成年後見制度の認知状況



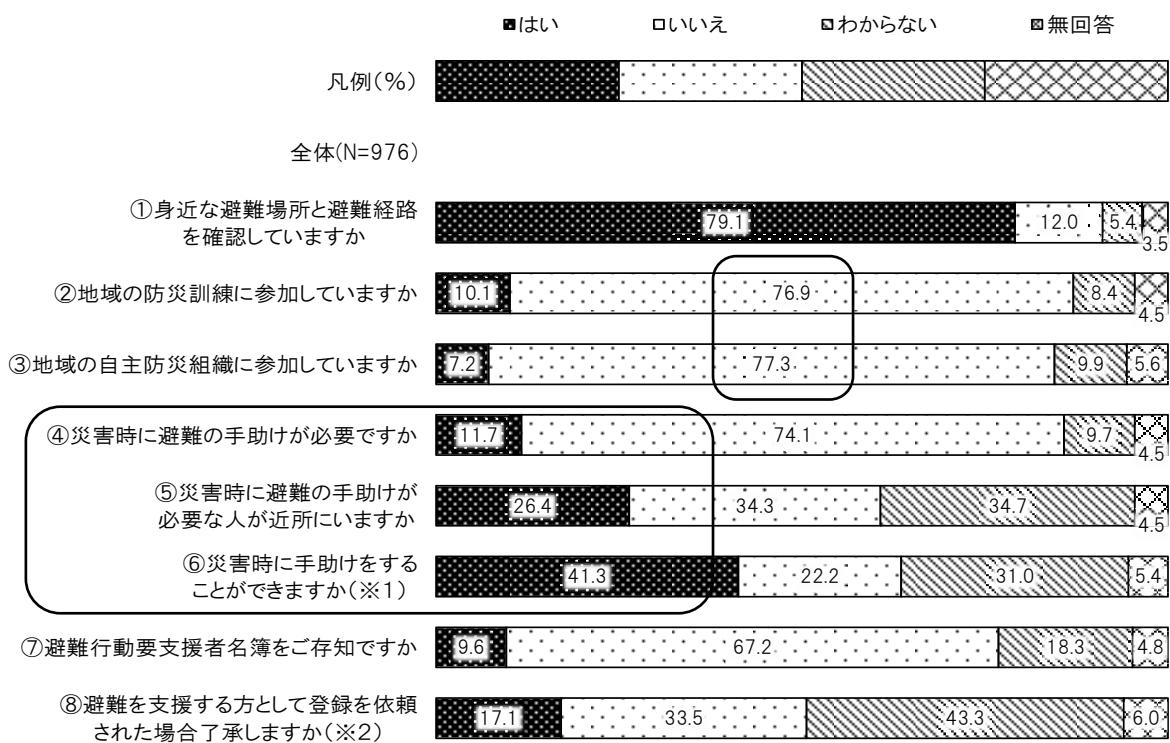
■図15 成年後見制度の利用意向



■図16 成年後見制度で町に望むこと



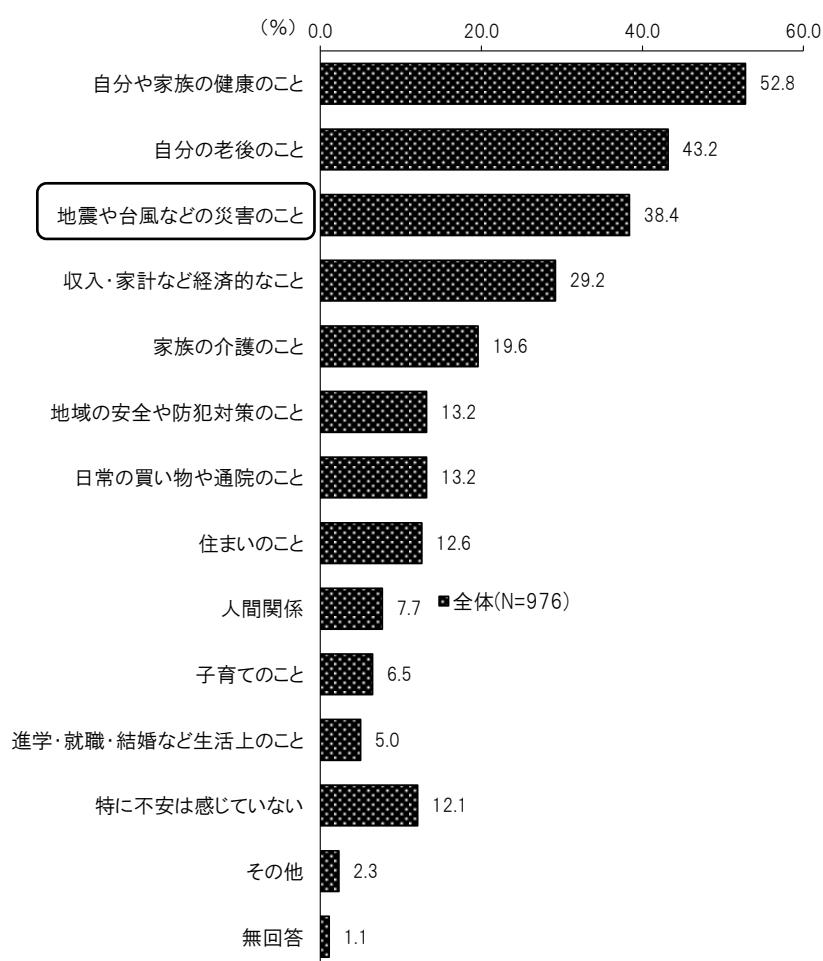
■図17 防災関連について



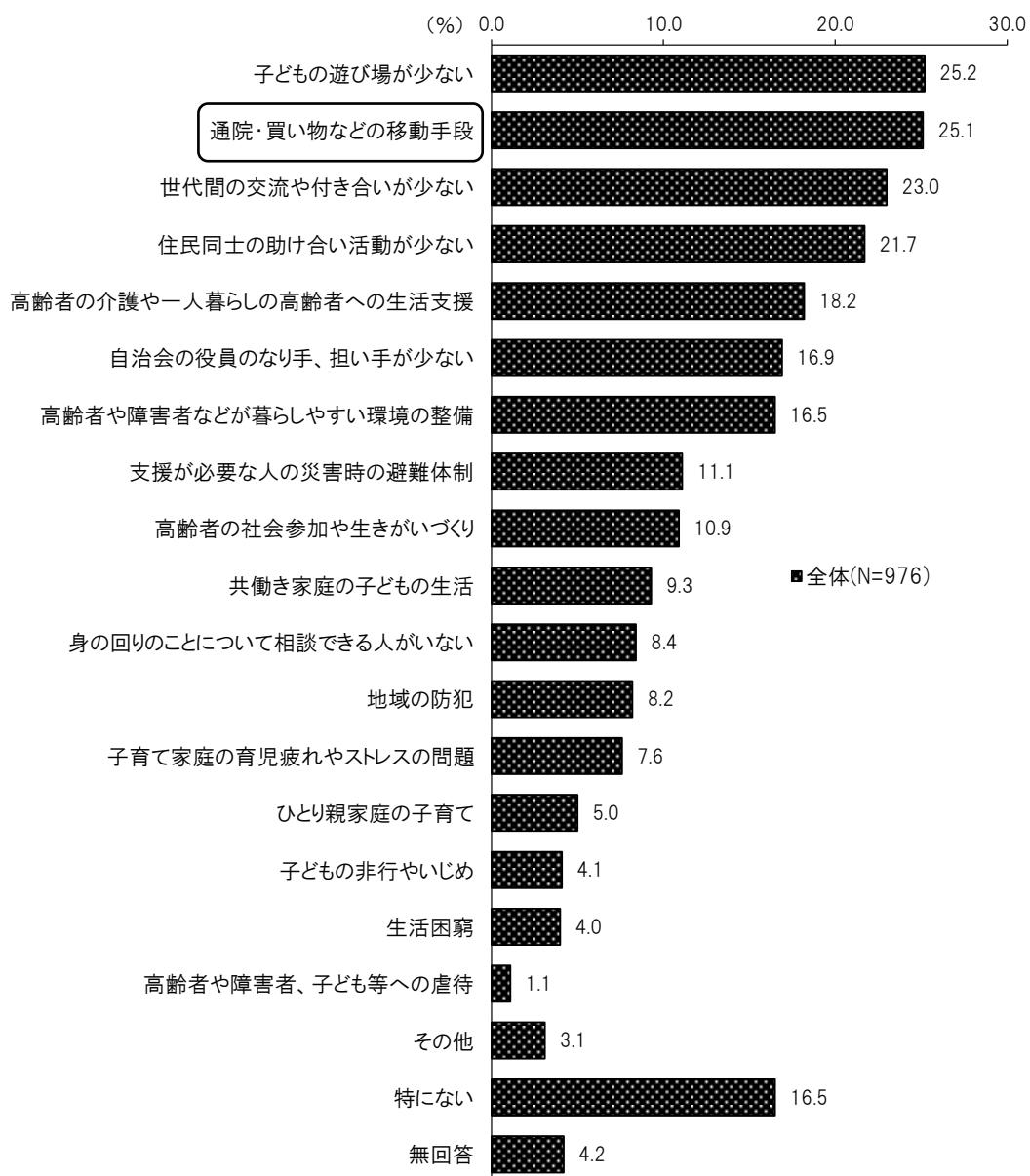
※1:⑥災害時に避難の手助けが必要な近所の人に、手助けをすることができますか

※2:⑧避難行動要支援者の避難を支援する方として登録を依頼された場合、了承しますか

■図 18 日常生活で不安に感じること



■図19 地域における問題や課題



■図20 年齢別

単位 (%)	子どもの遊び場が少ない	手段院・買い物などの移動	が世少代ないの交流や付き合い	が住少民ないの同士の助け合い活動	し高齢者の高齢者への介護や一人暮らし	担自治手会の役員のなり手、	らし高齢者や障害者の整備が暮	の支援が必要な人の災害時	が高齢づくりの社会参加や生き	活共働き家庭の子どもの生
全体(N=976)	25.2	25.1	23.0	21.7	18.2	16.9	16.5	11.1	10.9	9.3
【年齢別】										
29歳以下(n=72)	40.3	25.0	22.2	13.9	8.3	5.6	13.9	8.3	0.0	9.7
30歳代(n=88)	40.9	18.2	19.3	17.0	12.5	12.5	8.0	8.0	9.1	35.2
40歳代(n=113)	39.8	25.7	15.0	14.2	19.5	20.4	12.4	8.8	4.4	10.6
50歳代(n=136)	28.7	25.0	27.2	18.4	15.4	23.5	17.6	12.5	8.8	4.4
60歳代(n=144)	23.6	26.4	28.5	25.0	22.9	13.2	19.4	12.5	14.6	4.9
70歳以上(n=418)	14.8	26.1	23.0	26.1	20.1	18.2	18.7	11.7	14.4	6.5
単位 (%)	相身談ので回りきるの人ことがとがいになついて	地域の防犯	ストレス家庭の問題	ひとり親家庭の育児疲れや	子どもの非行やいじめ	生活困窮	等高齢者の虐待障害者、子ども	その他	特にない	
全体(N=976)	8.4	8.2	7.6	5.0	4.1	4.0	1.1	3.1	16.5	
【年齢別】										
29歳以下(n=72)	6.9	12.5	11.1	9.7	11.1	11.1	4.2	2.8	25.0	
30歳代(n=88)	13.6	10.2	18.2	10.2	6.8	4.5	1.1	4.5	12.5	
40歳代(n=113)	8.8	11.5	9.7	5.3	2.7	0.9	0.9	3.5	10.6	
50歳代(n=136)	5.9	7.4	8.8	5.9	3.7	6.6	0.7	7.4	22.8	
60歳代(n=144)	5.6	9.7	6.3	3.5	3.5	4.9	0.0	2.1	14.6	
70歳以上(n=418)	9.1	5.7	4.1	3.1	3.1	2.2	1.2	1.7	16.0	

### (3) ワークショップ、グループインタビューの結果

ワークショップ、グループインタビューの参加者の皆様から出された様々な意見を集約して掲載しています。

#### ■第1回ワークショップで出された意見

実施日：令和3年10月15日

##### 災害対応について

- ・近所の人で助け合う。
- ・地区でLINEグループをつくり、声をかけ合う。
- ・障害者別で避難所を分ける。
- ・サービス担当者会議のときに有事のことについて話し合っておく。
- ・避難に対する意識が低い。
- ・避難先や経路がはっきりしていない。
- ・冠水が多い。
- ・交通の便がよくない。
- ・提出する計画に避難に関する情報等を記載することで把握できるようにする。
- ・障害の人の危機感が低い。
- ・平成30年の豪雨のとき、呉市は断水となり自宅避難者にヘルパーさんや事業所の人が水を運び、送迎をされていた。
- ・自宅で何日か過ごせる準備ができているかが大切である。
- ・ハザードマップについて、訪問時や計画更新のときに話し合っておく。
- ・避難所に行かなくても助けてくれる人がどれだけいるか。
- ・避難所での介護ボランティアが必要である。
- ・要支援者名簿について対象者の状況をどう把握するか、情報の一元化が必要。
- ・コロナ禍での避難で、車中で過ごす人も増えた。



第2回ワークショップ

**① 日頃から感じている地域の特性****1. 高齢者関連**

- ・地域によるが、近所付き合いのできている所は困ったときの支援がとても助かる。
- ・高齢化が進み、自治会役員も高齢者は無理。若い人が少なく、負担が多い。
- ・高層アパート在住の高齢者一人暮らしやデイサービスを利用されている人が多い。
- ・地区によっては高齢化率が高い。
- ・高齢者の生きがいづくりが必要『公助』
- ・独居や認知症の人に対して地域の取組がわかりにくい。
- ・一人暮らしの認知症高齢者の行動が問題である。
- ・認知症の人に対する近所のサポートやフォローが必要である。
- ・一人暮らしの人たちの行く場がない。
- ・高齢者の一人暮らし世帯への支援。
- ・何でも相談できる場所があっても地域に広まっていない。

**2. 障害者関連**

- ・障害者が安心して過ごせる避難所がない。
- ・障害者の避難場所が必要である。
- ・娘は聴覚障害のため、災害時放送が聞こえない。そのため役場からの支援メール登録はしているが、家族がいなからたらどうなるのか不安である。
- ・障害福祉サービス事業所は増えてはきているが、他の市町と比較するとまだまだ少ない。
- ・手話通訳者で私的な話もしてもらえる人を町内にはほしい。
- ・特に障害者関係の施設が少ない。
- ・障害者の方のグループホームが1件しかない。

**3. 子ども関連**

- ・地区によるが、子どもの遊ぶ場所がない。
- ・幼稚園から小学生くらいまでが思いきり遊びまわれる場所がほとんどない。
- ・乳児医療が6歳で終了するのは少し困る。
- ・子どもの受け入れ先（保育園など）があり、待機児童がいないのはよい。
- ・子どもの食事の状況（欠食児童はいないか）を知りたい。

**4. 交通・道路関係**

- ・おでかけ場が不便。
- ・車がないと不便。
- ・運転免許を返納した高齢者は移動手段がない。
- ・交通手段が少ない。（特に東部地区）
- ・町内中心部から離れた場所の交通の便の悪さ。
- ・公共機関、バス等が少ない。
- ・隣接地域（広島・呉・東広島）のアクセス。近くで遠い。
- ・車社会、IT重視の傾向。それらを持たない人は忘れられていないか。
- ・道路がガタガタで傾斜しており、ベビーカー・車イス、歩行者は大変である。
- ・旧道に歩道がない。
- ・通学路が危険である。
- ・冬の時期にミラーが雪でくもって運転しにくい場所がある。
- ・道が狭い。歩道がない。

- ・歩道が狭い。
- ・歩道が歩きにくい場所がある。
- ・住宅地までの外灯がない場所がある。
- ・交通量が増えた。
- ・ドライバーのマナーが悪い。
- ・広熊トンネルが無料になって以降、主要道路の渋滞がひどくて移動に時間がかかる。

## 5. 災害対応

- ・町内放送が聞こえにくい。
- ・限界集落だと自虐的である。
- ・弱者救済ができているのか。
- ・孤立しやすい。
- ・障害者の避難場所があるのか不安である。
- ・災害避難所が遠い。
- ・防災に入れているので、いざというとき助かる気がする。
- ・土砂災害の復旧状況がわからない。
- ・災害への高い意識を持続続けることが必要である。

## 6. 買い物

- ・移動販売車がある。
- ・買い物ができる場所が増えてきた。
- ・町内で必要な物が購入できること。
- ・お店がない遠い地区もある。
- ・病院・スーパー・銀行・役場、すべてが近くで便利。
- ・商店街がシャッター通りになっていて元気がない。
- ・買い物するには必ず車を必要とする。
- ・町内巡回バスを増加してほしい。現在地区別に巡っている。
- ・買い物に苦労している人が複数いる。
- ・買い物、医者などへの交通手段が限られている。

## 7. 医療

- ・拠点の医療機関がない。
- ・往診医が少ない。
- ・歯医者は多いが眼科が少なくていざというときに困る。
- ・中核となる大きい病院がない。
- ・整形外科があればよい。
- ・高齢化に伴い、リハビリ等が必要な人が多い。現在は町外の病院に行っている。
- ・リハビリ訓練施設がどこにあるのか教えてほしい。

## 8. 地域交流

- ・近所付き合いがある。
- ・誰もが気さくに声をかけてくれるのがうれしい。
- ・近所の方が協力的である。
- ・隣・近所で声かけ、あいさつができる。
- ・児童生徒が元気よくあいさつする。
- ・新しい家がどんどん建ってきているが、地元の人と新しい人との交流があまりない。
- ・モラルが低下している。

- ・多くの町民が参加して盛り上がるがあまりない。
- ・無関心の人が多いような気がする。
- ・近所や世代間交流が少ない。
- ・地元の人たちと若い人たちとの交流を持ったらい。
- ・高齢者と子育て世代の交流の場が少ない。
- ・みんなの交流の場・機会があればよい。
- ・第一に、話し合える場を持ち親しくなることが必要である。
- ・ふれあいサロンは、参加者が固定化・高齢化しており若い人がいない。
- ・地域で古紙回収をしている。（自治会、地区社協、老人クラブ、消防団）
- ・ゴミステーションに曜日に収集される物以外が入れられている。自治会に入会していないから出し方の要領がわからない。
- ・集合住宅では、ゴミ出しルールが守れない人がいる。
- ・コロナの影響もあるが、民生委員の関わる機会が減って誰が担当かわからない。
- ・何か月に1回はパトカーがたくさん来る。孤独死だと思うが戸数が多いため誰かわからない。
- ・高齢者が多く高齢者団地がある。
- ・近所の変化に気づくことができる環境整備が必要である。
- ・自治会長が誰かわからない。（役員になっていないときの相談がしにくい）
- ・「お互いさま」という気持ちがうすれてきている。
- ・自治会の役員のなり手が少ない。
- ・自治会に加入しているがメリットがない。
- ・自治会の活動が縮小傾向にある。
- ・自治会（活動）に入っている人が多い。

## 9. その他

- ・コロナワクチンや子どもの臨時給付金など、すぐ始まるのはとてもうれしい。
- ・飲食店が限られている。
- ・空き家が増えている。
- ・ごはんを食べる場所が少ない。
- ・地域行事の周知が回覧板のみでしか知りえない。
- ・認知症とは？！発達障害とは？！精神障害とは？！地域の理解、勉強会などあったらよい。
- ・ひきこもりについて、相談できる場所がほしい。
- ・手助けを必要とする人、ボランティアをしてみたいと思っている人とのマッチング方法がわからない人が多い。
- ・城之堀地区で児童が下校する時間に横断歩道で安全対策をして下さるのでうれしい。
- ・ゴミステーションが小さい。
- ・ボランティア活動に参加していただける人が少ない。
- ・民生委員さんの見守りについて、どこまで世話をしてもらえるのですか。
- ・地域で何か協力できることがあったらいい。（施設として）

## ②一 町民の取組

- ・声かけをする。
- ・ゴミ出しなど地域のルールを守る。
- ・災害への高い意識を醸成する。
- ・近所の方や知人・友人が声をかけて買い物やお出かけをする。
- ・ご近所さんへの声かけをすることで、顔見知りになれる。
- ・責めるよりゆるし合う。
- ・小さなイベントづくり。
- ・一人ひとりが早く行動することを意識する。
- ・交通マナーを守る。

## ②一 2 地域の取組

- ・イベントを復活させる。
- ・高齢者と子育て世代の交流の場をつくる。
- ・バスを利用する。
- ・地域交流の場をつくる。
- ・人々が楽しめる場所をつくる。
- ・少しずつでも地域行事が再開できるようにする。
- ・地域に关心を持つ。
- ・近所で声かけして避難する。

## ②一 3 町の取組

- ・道路を広くする。
- ・バスの便を増やす。
- ・子どもの遊ぶ場所を増やす。
- ・障害者の避難場所を設置する。
- ・障害者の方の相談場所をつくる。
- ・リハビリ。
- ・拠点病院をつくる。
- ・道路整備の充実、公園などの整備。
- ・相談窓口を明確にする。

## ②一 4 町・地域の取組

- ・高齢者世帯への支援が必要。
- ・子どもたち（若者）への支援が必要。
- ・施設をつくる。
- ・障害者の方のグループホームをつくる。
- ・おでかけ号の便数を増やす。



ワークショップ グループ発表

**① 現在、担当している地域の中で課題に感じること**

## (個人意見)

- ・一人暮らしの男性。/免許返納された方の交通手段。/孤立する高齢者。
- ・ゴミの日を間違える70歳以上の人。
- ・自分の住む地区は交流ができているように思う。
- ・近所の人たちとはあいさつから始まりあいさつで終わっている様！
- ・入りにくいと思っている人にどのようにしたらよいか。
- ・バスの本数。/買い物が難しい。
- ・ミニディ等人数減少。
- ・サロン等参加される人が決まっている。
- ・住民の方が高齢になって生活（買い物や通院）に不便を感じている人が多い。
- ・若い人と高齢の人の接点が少ない。
- ・自主的参加が少ない。
- ・隣近所で声をかけ合って一人にさせない努力が必要ではないか。
- ・認知症予備軍もおられ、集会日時を忘れてしまうこともある。
- ・民生委員に何から何まで頼られる。
- ・一人暮らしの方が外に出る又はサロン等に出かけることが少ない（例：足が不自由で出かけられない）。
- ・中溝地区は地元の人多いためか老人会等出席者が多く仲がよい。ミニディが男性が少ないのでどうすれば増えるか世話人で話し合っている。

## (グループで出た意見)

- ・猫問題。（去勢術費用一部負担等）
- ・地域のことについてどのようにしてわかってもらうか。
- ・いろいろな人がいるので難しい。
- ・自分の命を守ることが一番。
- ・民生委員に何から何まで頼られる→頼られる活動している証拠、抱え込まずに他につなぐことも大切。

**② 今後、住民同士の地域活動の輪を広げていくために必要だと思うこと**

## (個人意見)

- ・自宅から出たがらない人へミニディに誘う→コロナで中止となるとその後億劫になる。
- ・地域の行事が年々少なくなっているが、できるだけ各種行事に参加するよう説得する。
- ・2ヶ月に一度程度プリントを配布している。
- ・ミニディが楽しいことをお知らせする。
- ・地区的ミニディ等の集まりで、もっと小規模の集まりができたらい。
- ・行事や共通の話題。
- ・コミュニケーションが第一だと思う。
- ・町のポイント制度はよいと思うが、知らない方に取得方法等を。
- ・コロナ禍でお互いマスクをして、顔もわからないため失礼があることがある。
- ・コロナ禍ではあるが、地域でイベントを実施する。
- ・道を歩くとき、知らない人同士でも声をかけ合いあいさつすることは防犯にも役立つと思う。

## (グループで出た意見)

- ・どうすれば家から出かけることができるか。
- ・猫問題→食べ物を与えない。

## 基礎調査結果からみえる課題

町民意識調査、関係団体等調査、ワークショップ、グループインタビューの結果から、本町の地域福祉に関する課題をまとめました。

※本文の( )内の番号の図は、19P～29Pに掲載しています。

課題 1	地域のつながりの強化
------	------------

実際の近所の人との付き合いの程度(図1)は、「顔を合わせたときに、あいさつをする程度」が51.4%と最も高くなっているものの、近所の人との付き合いはどうあるべきか(図2)では、「顔を合わせたときに、あいさつをする程度でよい」との回答は26.9%にとどまっており、「困ったときに相談したり、災害時や緊急時には支援したりするなど、助け合うべき」が51.6%と最も高くなっています。また、緊急時の備えとして重要なこと(図3)でも、「日頃からのあいさつや声かけ、付き合い」が66.6%と最も高いことから、多くの町民が、近所付き合いがいかに大切かということを認識している状況がうかがえます。

また、ワークショップの意見でも、『近所や世代間交流が少ない』、『無関心の人が多いような気がする』などの声もありました。

このように近所付き合いの大切さを十分認識しながらも、るべき姿とは大きな乖離があり、地域でのつながりが希薄化している現状がうかがえます。また、この傾向は、29歳以下で顕著となっています。

近所付き合いの第一歩としては、日頃からあいさつするなどの“ゆるやかな関係”から、いざというときには助け合う関係に深めていく必要があります。

課題 2	地域での助け合いの仕組みづくり
------	-----------------

近所の人に手伝ってほしいこと(図4)と近くに困っている世帯があったときに、手伝えること(図4)については、「安否確認の声かけ」、「日常の話し相手」、「ちょっとした買い物」、「ゴミだし」と上位4項目が一致しています。また、「病院への送迎や付き添い」以外の項目では、手伝えることが手伝ってほしいことを上回っています。

地域での支える側と支えられる側、受け手と支え手のバランスはいいことから、支援を必要としている人と支援をする人とのマッチングの仕組みづくりが必要です。

### 課題3

### 地域活動・ボランティア活動の推進

自治会などの地域組織の活動への参加状況(図5)では、「参加している」が50.8%となっている一方で、「参加したことがない」は23.6%と約4人に1人となっています。特に29歳以下では、「参加したことがない」は55.6%と5割を超えており、参加していない理由(図6)については、「仕事や家事で忙しく、時間がない」(22.7%)、「健康や体力に自信がない」(17.6%)が上位を占めていますが、「参加するきっかけがない」(8.8%)、「行事や活動に関する情報がない」(3.4%)、「一緒に参加する人がいない」、「参加方法がわからない」(ともに2.8%)といった消極的な理由もあります。また、ボランティア活動への参加状況(図7)でも、「参加したことがない」は74.4%と約4人に3人となっており、参加していない理由(図8)は、「地域でどんな活動が行われているか情報がないため」(38.0%)、「一人では参加しにくいため」(17.1%)が上位を占めています。

活動に関する情報提供とともに声かけなど参加のためのちょっとしたきっかけをつくること、若年層も地域活動に参加しやすい企画や雰囲気づくりが必要です。

### 課題4

### 情報提供、包括的相談支援体制の充実

福祉サービスに関して充実させるべきこと(図9)では、「その人に必要な福祉サービスの選択、利用支援をしてくれる窓口」が31.7%、「福祉サービスに関する情報提供」が31.6%と上位を占めています。健康・福祉に関する情報の入手先(図10)では、「『広報くまの』などの広報誌」が68.2%と約7割を占めています。また、熊野町社会福祉協議会が力を入れるべき活動(図11)では、「気軽に相談できる相談窓口を増やす」が39.2%、「福祉サービスに関する情報発信を充実する」が25.3%となっています。優先的に取り組むべき分野(図12)では、「気軽に相談できる人や場所の確保」が19.2%と3番目に高くなっています。自由記述においても『気楽に相談できる窓口の設置』、『相談体制の強化』を望む意見もありました。今後、必要な自殺対策(図13)では、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」は49.1%と最も高くなっています。

広報誌や回覧板などの従来の手法に加え、交流を通じた情報発信、町民の交流の場での情報提供など福祉サービスに関する情報提供方法を充実させるとともに、支援が必要な人に必要なサービス・支援がしっかりと届くよう相談支援体制の再構築が必要です。

## 課題5

### 成年後見制度支援体制の充実

成年後見制度の認知状況(図14)は、「聞いたことはあるが、内容はわからない」が37.7%、「聞いたことがなく、内容も知らない」は28.3%となっています。また、成年後見制度の利用意向(図15)は、「利用したいと思わない」が18.1%となっています。成年後見制度で町に望むこと(図16)については、「利用しやすさ」が44.8%、「制度に関する周知・啓発」が29.9%と上位を占めています。

関係団体等調査の成年後見制度の利用促進のために必要な取組でも、『成年後見制度の周知』、『正しく理解するための講習会の実施』などの意見がありました。

今後、高齢者人口の増加、それに伴う認知症や高齢者一人世帯の増加、また障害者数も微増傾向となっていることから、成年後見制度自体の理解と、相談窓口、利用方法等を周知していく必要があります。

## 課題6

### 行政と町民の協働

防災関連について(図17)は、「④災害時に避難の手助けが必要である」(11.7%)、「⑤災害時に避難の手助けが必要な人が近所にいる」(26.4%)、「⑥災害時に避難の手助けが必要な近所の人に、手助けをすることができる」(41.3%)となっています。また、日常生活で不安に感じること(図18)では「地震や台風などの災害のこと」(38.4%)が3番目に多くなっています。さらに、緊急時の備えとして重要なこと(図3)は、「日頃からのあいさつや声かけ、付き合い」が66.6%と最も高くなっています。

近年、全国各地で大きな災害が発生しています。公的支援とともに、支援が必要な人を地域の人が支えることができるよう地域住民同士で支え合いの仕組みが必要です。そのためにも、「②地域の防災訓練に参加していない」(76.9%)、「③地域の自主防災組織に参加していない」(77.3%)と約4人に3人が「参加していない」状況もあることから、町民の積極的な参加も必要です。

## 課題7

### 交流の場・居場所づくり

優先的に取り組むべき分野(図12)では、「地域住民が気楽に集まれる場の整備」は9.6%と高くはありませんが、自由記述では、『交流の場を増やしてほしい』、『気楽に集まって、活動できる場』、『子どもや高齢者が安心して集える場所づくり』、『高齢者と若者との交流の場』を望む声がありました。また、ワークショップの意見でも、『みんなの交流の場・機会があればよい』、『高齢者と子育て世代の交流の場が少ない』などの声もありました。

地域コミュニティを深めるためにも地域住民の誰もが集える場の設置を検討していく必要があります。

## 課題8

### 安心・安全な地域づくり

日常生活で不安に感じること(図18)では、「地域の安全や防犯対策のこと」が13.2%となっています。自由記述では、『防災無線が聞こえない、聞き取りにくい』、『避難所までの交通手段がない』、『道路(通学路)・歩道の整備』などの意見が多くなっています。また、ワークショップの意見でも、『通学路が危険である』、『道が狭い、歩道がない』などの声もありました。

今後は、優先順位を付けながら安全対策に努めていく必要があります。

## 課題9

### 交通手段の確保

地域における問題や課題(図19)では、「通院・買い物などの移動手段」が25.1%と2番目に多く、年齢別(図20)にみても、すべての年齢層で同じような割合になっています。自由記述やグループインタビュー、ワークショップにおいても『運転免許証返納後の交通手段』、『高齢になってからの生活(買い物や通院)に不便を感じている』、『バスの本数』、『買い物に苦労している人が複数いる』などの意見もあったことから、町としての公共交通の見直しとともに、特に高齢者世帯の買い物等には、地域での助け合いが必要です。

## 課題10

### 関係団体への支援

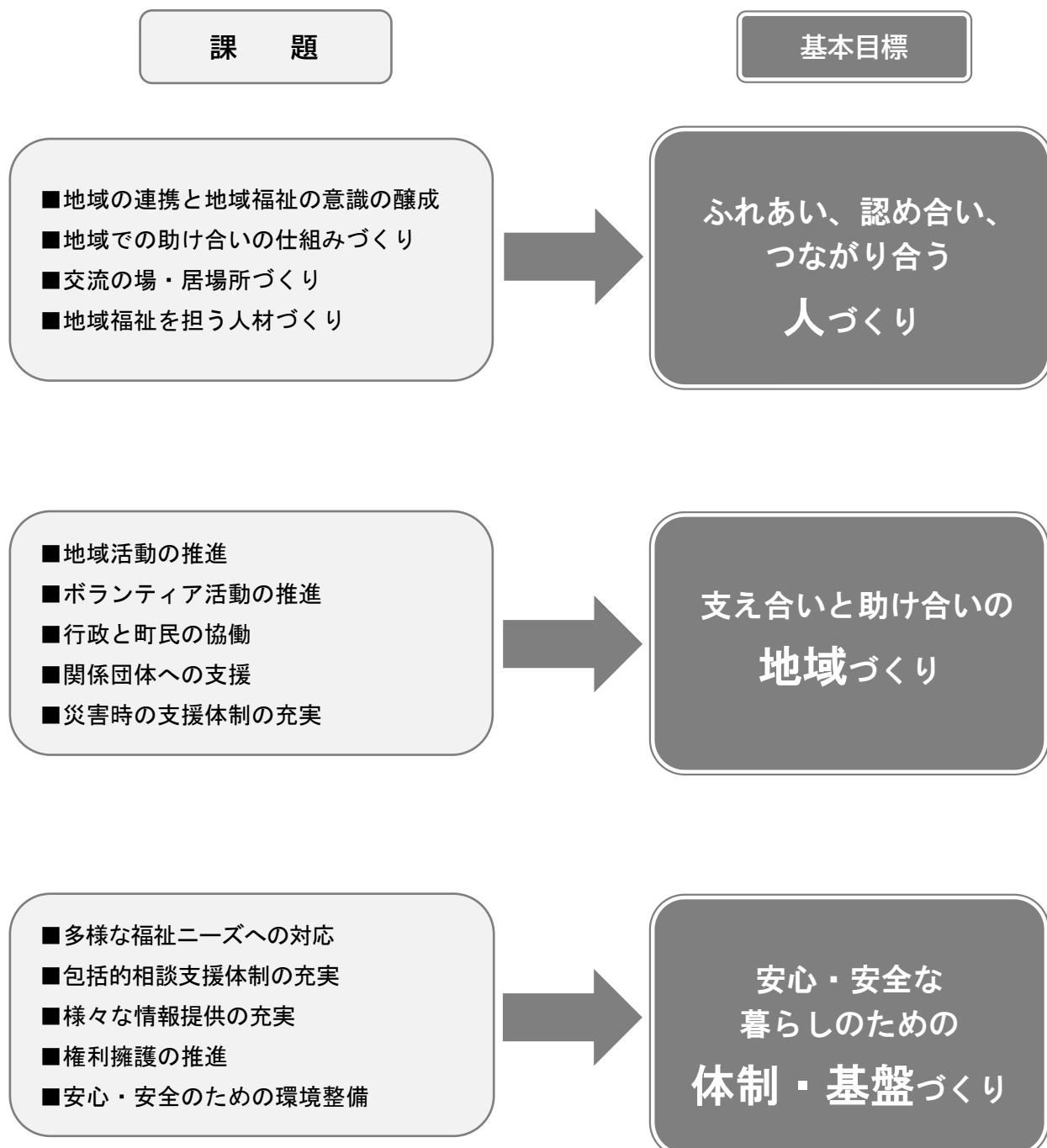
関係団体等調査における、活動していくうえで困っていることや課題では、会員の減少や高齢化、活動場所の問題が挙がっています。また、各団体活動を活性化するために必要な町からの支援については、15団体中8団体が「活動内容を住民に知らせるための広報や情報提供」と回答しています。

今後は、町の福祉事業を支えている関係団体が抱えている各種課題の解決のために、団体活動の紹介や会員募集などを、町民が健康・福祉に関する情報の入手先(図10)として1番に挙げている「広報くまの」などの広報誌を活用し、町民への周知をしていくなどの後方支援が必要です。

また、今後、力を入れていきたい取組については、15団体中9団体が「他団体との連携・協力」を挙げており、各団体の単独活動から連携活動にシフトしていくことで、活動範囲も広がり、より充実した活動内容に変わってくることが予想されることから、関係団体間のマッチングなどの支援を検討していく必要があります。

## 基礎調査結果からみえる課題を踏まえた方向性

地域福祉を取り巻く制度等の動向や町民意識調査、関係団体等調査、ワークショップ、グループインタビューの結果を踏まえ、みえてきた課題を整理し、以下のとおり基本目標を設定します。



## 第3章 計画の基本理念・基本目標

1

基本理念

### みんなでつくる 共生のまち くまの

第6次熊野町総合計画では、まちの将来像を『ひと まち 育む 筆の都 熊野～なんかいいちょうどいい そう想えるまちを目指して～』と掲げ、町民との共生による信頼と連携を基本に持続可能なまちづくりを進めることとしています。その中で、「基本目標1 誰もが元気で健やかに暮らせるまち」として、6つの基本施策である「地域福祉の推進」、「子育て支援の推進」、「高齢者福祉の推進」、「障害者福祉の推進」、「健康づくりと地域医療体制の充実」、「社会保障の安定」を実現し、地域住民が相互に助け合い、支え合うことで、誰もが元気で健やかに暮らせるまちづくりを目指しています。

本計画では、第6次熊野町総合計画との整合性を図り、総合計画の個別計画として、また、福祉関連の上位計画として策定することを踏まえ、基本理念を『みんなでつくる 共生のまち くまの』とし、自助・互助・共助・公助を充実させる仕組みづくりを行い、町民、地域・団体、町の連携を深め、支え合い、住み慣れた熊野町で、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、誰もが安心して自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会を構築していきます。

## 基本目標 1

**ふれあい、認め合い、つながり合う人づくり**

町民意識調査では、近所の人との付き合いのあるべき姿は、「困ったときに相談したり、災害時や緊急時には支援したりするなど、助け合うべき」が半数を超えるとともに、様々な交流の場、集える場がほしいとの意見が出ています。また、「安否確認の声かけ」、「日常の話し相手」、「ちょっとした買い物」、「ゴミだし」などは、手伝えるとの回答が手伝ってほしいとの回答を上回っています。

関係団体等調査では、活動していくうえでの課題として、会員の減少や高齢化問題が挙がっています。

多くの町民が、近所付き合いの大切さを十分認識していることからも、地域住民同士の近所付き合いを積極的に進め、つながりを深めていくとともに、地域福祉を担う多様な人材を育成していきます。

## 基本目標 2

**支え合いと助け合いの地域づくり**

町民意識調査では、自治会などの地域組織の活動やボランティア活動への参加したことがない人は、それぞれ約4人に1人、約4人に3人となっており、参加していない理由は、「参加するきっかけがない」、「行事や活動に関する情報がない」、「一緒に参加する人がいない」、「参加方法がわからない」、「地域でどんな活動が行われているか情報がない」、「一人では参加しにくい」などが挙がっています。

関係団体等調査では、町からの支援として「活動内容を住民に知らせるための広報や情報提供」が多く、「他団体との連携・協力」の必要性も挙がっています。

防災関連では、「地域の防災訓練に参加していない」、「地域の自主防災組織に参加していない」人は、約4人に3人となっている一方で、日常生活で不安に感じることとして「地震や台風などの災害のこと」も多くなっています。

町として、地域の活動団体を支援するとともに、地域住民同士のコミュニケーションをこれまで以上に図り、様々な活動に積極的に参加を促し、活力ある地域づくりを進めています。

### 基本目標 3

## 安心・安全な暮らしのための体制・基盤づくり

町民意識調査では、福祉サービスに関して充実させるべきこととして、「その人に必要な福祉サービスの選択、利用支援をしてくれる窓口」、「福祉サービスに関する情報提供」が約3割を占めています。また、熊野町社会福祉協議会が力を入れるべき活動でも「気軽に相談できる相談窓口を増やす」が約4割、「福祉サービスに関する情報発信を充実する」が2.5割と高くなっています。『気楽に相談できる窓口の設置』、『相談体制の強化』を望む意見もありました。さらに、成年後見制度については、「知らない、わからない」という人が6割以上、成年後見制度で町に望むことでは、「制度に関する周知・啓発」が約3割となっています。

「地域の安全や防犯対策のこと」に不安を感じる、『避難所までの交通手段がない』、『道路(通学路)・歩道の整備』などの環境整備についての声も挙がっています。

これまで、高齢者、障害者、子ども等対象者ごとに提供してきた各種サービスや相談窓口については、必要な人に必要なサービスが届くようにするとともに、多様化、複合化、複雑化する相談や困りごとをつなげ、対象者や制度の狭間にあるニーズに対応できるよう包括的支援体制を構築していきます。合わせて、情報が必要な人にしっかりと届くよう福祉サービスについての情報提供方法についても検討していきます。

基本理念	基本目標	基本施策
みんなでつくる 共生のまちくまの	<p><u>基本目標1</u></p> <p>ふれあい、認め合い、 つながり合う 人づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域福祉の意識の醸成</li> <li>(2) 地域での助け合いの仕組みづくり</li> <li>(3) 交流の場、居場所づくり</li> <li>(4) 地域福祉を担う人材づくり</li> </ul>
	<p><u>基本目標2</u></p> <p>支え合いと助け合いの 地域づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域活動、ボランティア活動の推進</li> <li>(2) 関係団体等への支援</li> <li>(3) 災害時の支援体制の充実</li> </ul>
	<p><u>基本目標3</u></p> <p>安心・安全な 暮らしのための 体制・基盤づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 多様な福祉サービスの充実</li> <li>(2) 包括的相談支援体制の充実</li> <li>(3) 様々な情報提供の充実</li> <li>(4) 権利擁護の推進</li> <li>(5) 安心・安全のための環境整備</li> </ul>

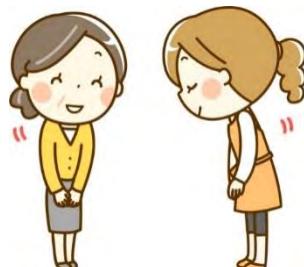
# 第4章 施策の展開

基本目標 1

ふれあい、認め合い、つながり合う人づくり

## (1) 地域福祉の意識の醸成

「自助」 町民一人ひとりの取組	<ul style="list-style-type: none"><li>●誰もが暮らしやすいまちにするために、身近な地域福祉について関心を持ちましょう。</li><li>●地域の中で自分にできることはないか、考えてみましょう。</li><li>●隣近所の人と出会ったら、まずはあいさつをすることから始めましょう。</li></ul>
「互助」 地域・団体の取組	<ul style="list-style-type: none"><li>●地域の行事やイベントで地域福祉に関わる内容を盛り込むなど、福祉意識の啓発を図ります。</li><li>●様々な機会や多様な媒体を活用し、地域福祉活動に関する情報を発信します。</li></ul>
「共助」・「公助」 町の取組	<ul style="list-style-type: none"><li>●地域福祉についての広報・啓発を充実し、参加と連帯を基本とする町民の福祉に対する意識の高揚に努めます。</li><li>●学校教育や生涯学習、公民館活動などにおいて、地域福祉を推進するための環境整備に取り組みます。</li><li>●誰もがいきいきとした生活が送れるよう、生涯学習などと連携し、様々な福祉体験などの機会の提供に努めます。</li></ul>



## (2) 地域での助け合いの仕組みづくり

<b>「自助」</b> 町民一人ひとりの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域での助け合い・支え合いという地域福祉の意識を持ち、地域の人たちのために自分にできることはないか、考えてみましょう。</li> <li>●地域で困っている人、助けが必要としている人はいないか見回してみましょう。</li> <li>●自治会に加入し、地域活動に積極的に関わり、地域の問題点や課題について考えてみましょう。</li> <li>●隣近所の人とあいさつをするゆるやかな関係から交流を深めましょう。</li> </ul>
<b>「互助」</b> 地域・団体の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の行事やイベントがあったら、声をかけ合って、みんなで積極的に参加するよう努めます。</li> <li>●地域の行事やイベントでは、高齢者や障害者、小さなお子さんも連れなど、地域の誰もが参加しやすいよう配慮します。</li> <li>●地域住民同士が地域の困りごとや問題点を話し合い、住みやすい地域にするために、助け合い、支え合うことができるような仕組みをつくりていきます。</li> <li>●子どもたちの健やかな成長のために、家庭、学校、地域で協力していきます。</li> </ul>
<b>「共助」・「公助」</b> 町の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会福祉協議会と連携し、高齢者、障害者、子どもなどとの交流やふれあいの機会や場の充実に努め、多様な世代が地域の中で支え合い、助け合える関係を構築していきます。</li> <li>●社会福祉協議会のボランティアセンターを拠点として、ボランティア活動に対する意識を高めるための講座や教室の開催を支援します。</li> <li>●生活上の困難を抱える人たちが、地域の中で自立した生活を送ることができるよう町民同士の支え合いと公的支援が連携する包括的なネットワークの構築を推進します。</li> <li>●生活に身近な地域の中で、町民同士が相互に役割を持ち、「支え手」、「受け手」という関係を超えて、支え合う取組を推進します。</li> </ul>
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種ボランティア講座</li> </ul>

### (3) 交流の場・居場所づくり

<b>「自助」</b> 町民一人ひとりの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の仲間づくりや世代間交流の場として、みんなが気楽に集まる居場所づくりを考えてみましょう。</li> <li>● 仲間とともに、誰でも気軽に参加できる行事やイベントを積極的に企画してみましょう。</li> </ul>
<b>「互助」</b> 地域・団体の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域住民の誰もが気軽に集まることができる活動拠点となる居場所づくりに取り組みます。</li> <li>● 民生委員・児童委員をはじめ、地域の人もボランティアでスタッフとして参加し、「ぼうずやまキッズスペース」を毎週木曜日に開催し、子どもたちの居場所を提供します。</li> </ul>
<b>「共助」・「公助」</b> 町の取組	<p>①高齢者の交流の場・居場所づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者が自立した生活を送ることができるよう、地域交流活動や老人クラブ活動、生涯学習講座、生涯スポーツなど交流やふれあいの機会の充実に努めます。</li> <li>● 地域の介護予防の拠点として、住民同士が気軽に集える住民主体の「通いの場」づくりを推進します。</li> </ul> <p>②障害者の交流の場・居場所づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者の生活の充実と自立を高めていくよう、町身体障害者福祉協会等の活動を支援します。</li> <li>● 公民館等を活用し、障害のある人との人が気軽に活動・交流できる場づくりを支援します。</li> </ul> <p>③子どもの交流の場・居場所づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子育ての負担感の緩和や仲間づくりを支援するため、子育て支援センターにおいて、同年代又は多世代間の交流を図る場を提供します。</li> <li>● ボランティア等による子どもの居場所を支援します。</li> </ul> <p>④多様な世代が参加できる交流の場・居場所づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 三世代交流会、自治会活動、子ども会、老人クラブなど対象者ごとの交流の場を多様な世代が交流できる場として一体化し、地域住民同士のコミュニティ力を高めます。</li> <li>● 防災交流センターをはじめとした公共施設等のオープンスペースを活用します。</li> </ul>
<b>主な事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域交流活動</li> <li>● 三世代交流会</li> <li>● 老人クラブ活動</li> <li>● 通いの場</li> <li>● 生涯学習講座</li> <li>● 子どもの居場所づくり</li> </ul>

## (4) 地域福祉を担う人材づくり

<p><b>「自助」</b> 町民一人ひとりの取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域で活動する様々な担い手の一員として、できることはないか考え、積極的に挑戦してみましょう。</li> <li>●担い手の一員としてふさわしい人が周りにいないか、考えてみましょう。</li> <li>●地域の人と誘い合って、地域活動に積極的に参加してみましょう。</li> </ul>
<p><b>「互助」</b> 地域・団体の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域活動を通じて福祉の担い手を発掘し、育成していくよう取り組みます。</li> <li>●地域で活動する人や団体が交流できる行事やイベントを開催します。</li> </ul>
<p><b>「共助」・「公助」</b> 町の取組</p>	<p>①高齢者関連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●安芸郡4町合同による医療・介護関係者等の研修会を実施するとともに、多職種連携の実践等について研修を実施していきます。</li> <li>●地域の実情に合わせた多様な生活支援サービスを供給する生活支援員の養成に努めます。</li> <li>●地域住民や企業社員を対象に、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族をあたたかく見守り支援する「認知症サポートー」を養成します。</li> <li>●いつでも、どこでも、誰でも、安全にできる「シルバーリハビリ体操」を地域で普及させる指導士(3級・2級・1級)を養成します。</li> <li>●要介護認定の客觀性と公平性を確保するため、認定調査員を対象に研修会を実施します。</li> </ul> <p>②障害者関連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自立支援協議会の各専門部会を設置し、ケアマネジメントの質の向上や連携強化のための研修会を実施します。</li> <li>●発達障害について、保育士や教職員の理解を深めるための研修会を実施します。</li> <li>●手話奉仕員の養成に努めます。</li> </ul> <p>③子ども関連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●放課後児童支援員及び補助員の有資格の明確化とともに、障害のある児童やその保護者の対応を含めた支援員等の研修を実施し、資質の向上に努めます。</li> </ul> <p>④一般関連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ボランティア活動について、リーダー育成のために必要な知識や技術等に関する講座を実施します。</li> <li>●家庭児童相談及びDV(ドメスティック・バイオレンス)の相談を担当する職員等が専門的知識及び技術の向上を図るため研修を受講し、専門的見地から対応できる人材の確保を図ります。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自殺や精神疾患についての正しい知識を身につけ、偏見をなくし、自殺予防のための「気づき」・「つなぎ」・「見守り」などの行動がとれる人を増やすため、ゲートキーパー研修会を実施します。</li> <li>●生活困窮者に対する自殺対策として、対応できる人材を育成します。</li> <li>●あらゆる虐待に対する職員のスキルアップを図るため、各種研修会等を受講するよう努めます。</li> </ul>
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活支援員養成講座</li> <li>●認知症サポーター養成講座</li> <li>●シルバーリハビリ体操指導士養成講習会</li> <li>●各種研修会</li> </ul>



## (1) 地域活動、ボランティア活動の推進

<b>「自助」</b> 町民一人ひとりの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域活動やボランティア活動で自分にできることはないか、考えてみましょう。</li> <li>● 地域活動やボランティア活動に積極的に参加しましょう。</li> <li>● 地域活動やボランティア活動に参加した人は、その活動内容や楽し きをみんなに知らせ、誘ってみましょう。</li> </ul>
<b>「互助」</b> 地域・団体の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域活動の情報を地域住民にわかりやすく周知していきます。</li> <li>● 地域住民の誰もが参加しやすいような地域活動の内容を企画していきます。</li> <li>● ボランティアニーズの把握やボランティア情報の提供を充実強化し、 町民が自分に合った活動を選択して参加できる機会を充実させます。</li> <li>● 老人クラブ活動において、個々の知識や経験を活かし、地域諸団体 と協働し、地域を豊かにする社会活動に取り組みます。</li> </ul>
<b>「共助」・「公助」</b> 町の取組	<p><b>①地域活動の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 老人クラブの推進する高齢者の知識・技能の伝承、社会奉仕活動や 健康増進事業等の活動を支援します。</li> <li>● 公民館等を拠点として、高齢者大学や高齢者向け教養講座の開設、 社会参加の場を提供します。</li> <li>● 高齢者を中心とした住民組織の活動を支援することで、住民の主体 的な地域活動を推進します。</li> <li>● 障害者を対象に、社会福祉協議会、障害者関連施設、ボランティア 団体と連携し、具体的な福祉活動の実践を推進します。</li> <li>● 小中学生が、乳幼児や高齢者、障害者との交流やふれあいを通じて、 福祉意識の向上を図れるよう、関係機関と連携して交流やふれあい の機会を充実します。</li> </ul> <p><b>②ボランティア活動の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会福祉協議会ボランティアセンターを拠点とし、地域のボランテ ィアのネットワーク化に取り組みます。また、ボランティアを必要 とする人と行いたい人の調整やボランティアに関する相談・活動を 支援するとともに、地域の各種団体やNPOなどの育成に努めます。 さらに、ボランティア活動に対する意識を高めるための講座や教室 の開催を支援します。</li> <li>● 社会福祉協議会において、各ボランティアグループとのコミュニケ ーションを密にするとともに、各グループ・団体の活動を広く町民</li> </ul>

	<p>に紹介します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ユースフルサンデー事業や各団体の活動を通じて、子どものボランティア意識の醸成を推進します。</li> </ul>
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者大学</li> <li>●高齢者向け教養講座</li> <li>●ボランティア活動講座</li> <li>●ユースフルサンデー事業</li> <li>●熊野町介護予防・ボランティアポイント事業</li> </ul>



## (2) 関係団体等への支援

「自助」 町民一人ひとりの取組	●地域活動団体の活動内容に关心を持ちましょう。 ●自分にできることはないか、考えてみましょう。
「互助」 地域・団体の取組	●幅広い地域活動ができるよう団体間の連携を深めます。 ●地域活動団体の会員を増やすため、活動内容を積極的に紹介し、会員の増加を図ります。
「共助」・「公助」 町の取組	●地域活動団体の活動内容を広報紙やホームページを活用し、積極的に周知していきます。 ●地域活動団体間の連携を図ることで、より広範な活動を展開し、効果的な成果を上げるため、団体間の調整を図ります。 ●地域活動団体の課題である会員の減少、高齢化に歯止めをかけるため支援していきます。



### (3) 災害時の支援体制の充実

<p><b>「自助」</b> 町民一人ひとりの取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自分の身は自分で守るという意識を持ちましょう。</li> <li>●隣近所に災害時に助けが必要な人がいないか見回してみましょう。</li> <li>●日頃から災害に关心を持ち、災害危険箇所や避難経路、避難場所をハザードマップ等で確認するとともに、避難場所まで散歩するなど実際の現場を確認しておきましょう。</li> <li>●自分たちの命を守るために、家具類の転倒・落下防止対策を進めるとともに、非常持出品や家庭内備蓄品を備えておきましょう。</li> <li>●自主防災組織への加入など、自分でできることはないか考えてみましょう。</li> </ul>
<p><b>「互助」</b> 地域・団体の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員等が連携して、地域で災害時に支援の必要な人の把握と情報の共有を進めます。</li> </ul>
<p><b>「共助」・「公助」</b> 町の取組</p>	<p><b>①防災意識の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもの頃からの防災意識と助け合いの意識付けが重要であることから、保育所(園)・幼稚園、小・中学校における避難訓練や防災学習の充実を図ります。</li> <li>●災害危険箇所や避難場所、避難経路の確認、非常持出品の準備など、家庭内で防災に取り組むことができるよう周知します。</li> <li>●災害時に町民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、防災学習や自主防災組織等を対象とした研修会を通じて、災害についての正しい知識の普及・啓発を図ります。</li> <li>●平成30年7月豪雨の被害を風化させないために、熊野町防災週間等に災害パネル展示など様々な取組を行います。</li> <li>●防災研修会等を通じ、「自分ができること」で地域や避難所で協力をいただく「熊野町防災サポーター」を養成します。</li> </ul> <p><b>②災害時の避難体制づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●避難情報発令時に、避難情報を漏らすことなく伝達できるよう、防災行政無線戸別受信機の普及や自動電話サービス、自動FAXサービス、登録制メール等の利用促進を図ります。</li> <li>●避難行動要支援者名簿登録の調査を実施して、その情報を台帳に登載し、地域との共有に努めるとともに、適切な管理・更新を行います。</li> <li>●いざというときに近所での助け合いを円滑に行うことができるよう、各地域における既存のコミュニティである自治会や団地等を活用し、自主防災組織の育成に努めるとともに、地域の防災訓練への積極的な参加を促進します。</li> <li>●ハザードマップの効果的な活用をはじめ、高齢者や障害者等災害弱者に配慮した福祉避難所・避難路の点検・確保に努めます。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自主防災組織を対象に、避難の呼びかけ体制づくりに関する研修会を開催します。</li> <li>●広島県が作成した「ひろしまマイ・タイムライン」の作成に向けた周知及び研修会を開催します。</li> <li>●「自分ができること」で地域や避難所で協力をいただく「熊野町防災サポーター」を養成します。</li> </ul>
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難訓練及び防災研修の実施</li> <li>●避難行動要支援者名簿登録</li> <li>●自主防災組織育成支援事業</li> </ul>



## (1) 多様な福祉サービスの充実

<b>「自助」</b> 町民一人ひとりの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町の提供する様々な福祉サービスを必要に応じて利用しましょう。</li> <li>●いつまでも健康でいられるよう、健康管理をしっかりとしましょう。</li> <li>●隣近所に買い物等が困難な一人暮らし高齢者や高齢者夫婦がいるときは、声かけをしましょう。</li> </ul>
<b>「互助」</b> 地域・団体の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●必要な人に必要なサービスが確実に届くよう、情報提供をしていきます。</li> <li>●サービスが必要にも関わらず、意思表示が困難なためサービスを利用できない人がいたら、確実にサービスを利用できるよう支援します。</li> <li>●町民が主体的に社会参加を行い、地域や人とのつながりを持ち、自発的に健康づくりに取り組めるよう環境整備を推進します。</li> </ul>
<b>「共助」・「公助」</b> 町の取組	<p><b>①高齢者関連の福祉サービス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●介護が必要な高齢者が住み慣れた自宅、地域で自分らしく暮らし続けることができるよう地域包括ケアシステムを深化・推進します。また、在宅医療と介護を一体的に提供するために、在宅医療・介護連携を図ります。</li> </ul> <p><b>②障害者関連の福祉サービス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者を対象に、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスや地域生活支援事業による必要なサービスを提供できるよう、サービスガイドブックの更新や配布、町広報等で啓発・周知します。</li> </ul> <p><b>③子ども関連の福祉サービス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●子ども・子育て支援事業としてファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブなど様々な事業によりサービスを提供します。</li> </ul> <p><b>④健康づくりの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●乳幼児から高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた望ましい生活習慣づくりのために効果的な保健サービスを提供し、町民一人ひとりの健康づくり活動を支援します。</li> </ul> <p><b>⑤医療体制の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●かかりつけ医の普及を促進し、初期医療の定着を図るとともに、関係医療機関の機能連携を推進します。</li> <li>●安芸地区医師会による休日診療体制の充実を促進するとともに、休</li> </ul>

	<p>日・夜間救急における広島市立広島市民病院、広島市立舟入病院の適正な利用を促進します。</p> <p><b>⑥公共交通の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●町民生活における公共交通を確保するため、運行補助金の交付などにより、路線の維持に努めるとともに、他路線等への接続など利便性の向上に努めます。</li> <li>●通勤・通学、買い物など日常生活における町民のバスの積極的な利用を促進します。</li> <li>●既存バス路線の利用向上や交通弱者の移動手段確保のため、今後も生活福祉交通「おでかけ号」の利用状況を検証し、利便性の向上に努めます。</li> </ul>
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者、障害者向け各種サービス</li> <li>●子ども向け各種サービス</li> <li>●放課後児童クラブ</li> <li>●生活福祉交通「おでかけ号」</li> </ul>



## (2) 包括的相談支援体制の充実

<p><b>「自助」</b> 町民一人ひとりの取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町、社会福祉協議会が発行する広報紙やホームページ、ガイドブック、パンフレット等に普段から目を通し、困ったときにどこに相談すればいいのか把握しておきましょう。</li> <li>●不安や悩みごと、困りごとは、一人で抱え込まず、友人・知人や相談窓口を活用しましょう。</li> <li>●地域の人で困っている人がいたら、声をかけ相談窓口があることを教えてあげましょう。</li> <li>●隣近所の異変に気づいたら、地域の民生委員・児童委員や町に連絡・相談しましょう。</li> </ul>
<p><b>「互助」</b> 地域・団体の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●問題を抱えている人やサービスに結びついていない人がいたら、町や関係機関につなぎます。</li> <li>●専門知識や技術をさらに向上させ、積極的に相談支援活動を行います。</li> </ul>
<p><b>「共助」・「公助」</b> 町の取組</p>	<p>①高齢者の相談窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者的心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげるなどの支援を行います。</li> <li>●地域包括支援センター(おとしより相談センター)を高齢者の総合相談窓口とし、認知症等の介護相談に対応します。</li> <li>●地域包括支援センター(おとしより相談センター)の地域の相談窓口(地域相談支援センター)において、町民の利便性を考慮し迅速かつ適切な相談対応と支援を行います。</li> <li>●その他、健康相談、こころの相談等実施対応します。</li> </ul> <p>②障害者の相談窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者相談支援委員による相談窓口を設置し、来所相談のほか、電話相談、FAX、電話、メールなど、相談者が利用しやすい手段の活用を図るとともに、積極的に周知を図ります。</li> <li>●保健福祉関係イベント会場等において、各種障害に関する相談会を開催します。</li> <li>●熊野町商工会において、障害者の就業に関する相談の機会を提供します。</li> <li>●障害児の卒業後の進路指導、福祉サービスの選択利用、在宅における生活自立のための取組、就労、雇用等の相談指導について、教育・福祉・労働の関係機関や企業との連携により、教育相談体制の充実を図ります。</li> </ul>

	<p><b>③子どもの相談窓口</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ひとり親家庭の自立を促進するため、家庭児童相談員や母子父子自立支援員、保健師等がひとり親家庭の「就業支援」、「経済的支援」などの相談に対応します。</li> <li>●子育てや家庭を取り巻く様々な問題に関する相談、児童虐待やDVの相談等について、家庭児童相談員が対応します。</li> <li>●くまの・こども夢プラザ内にある「子育て支援センター」では、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援(くまの版ネウボラの推進)の一つとして、保健師や保育士による相談を受け付けています。</li> </ul> <p><b>④その他の相談窓口</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●消費者問題に関する相談に対応するため、消費生活相談員による消費生活相談窓口を開設しています。</li> </ul> <p><b>⑤相談体制の再構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●各種相談機関と各課窓口間において、相談内容について情報交換するとともに情報を共有化し、制度の狭間にいる人にも支援が行き届くよう包括的な相談支援体制を整備していきます。</li> </ul>
<b>主な事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種相談窓口の設置</li> <li>●精神科医等によるこころの相談の実施</li> <li>●適応指導教室（がんくま教室）の開催</li> <li>●オンライン相談「妊娠～出産～子育て期に関する相談、DV等」</li> </ul>

### (3) 様々な情報提供の充実

<p><b>「自助」</b> 町民一人ひとりの取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●情報が来るのを待つのではなく、自分から町、社会福祉協議会が発行する広報紙やホームページ、ガイドブック、パンフレット等に目を通し、積極的に福祉についての情報を入手しましょう。</li> <li>●地域の人で困っている人がいたら、自分の知っている情報を教えてあげましょう。</li> <li>●わからないことがあったら、そのままにせず、地域の民生委員・児童委員、町に聞いてみましょう。</li> </ul>
<p><b>「互助」</b> 地域・団体の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●情報が必要な人にしっかりと届くよう様々な媒体を使って周知するよう努めます。</li> <li>●高齢者や障害者、外国人等情報を得にくい町民に対しては、情報提供に十分配慮していきます。</li> </ul>
<p><b>「共助」・「公助」</b> 町の取組</p>	<p><b>①高齢者への情報提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域包括支援センター(おとしより相談センター)の役割を周知するため、広報紙やパンフレット等の広報媒体や関係各課、関係機関が行う様々な訪問活動や事業を通じて周知・啓発活動の充実を図ります。</li> <li>●在宅医療介護連携に関する住民向け講演会を安芸郡4町合同で開催するとともに、本町においても活発に講演会等を開催し、医療介護連携を推進していきます。</li> <li>●熊野町いきいき生活応援店認定証を交付している高齢者にやさしいサービスを提供する店舗等の情報を町のホームページに掲載するとともに、「くまのくらし応援手帖」を作成し、常に最新情報を提供していきます。</li> </ul> <p><b>②障害者への情報提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者に向け、障害福祉サービスガイドブック、広報紙、パンフレットによる情報提供を図ります。</li> <li>●点字の広報作成や町ホームページの音声化対応等、高齢者や障害者の特性に配慮した情報提供に努めます。</li> <li>●公民館など身近な地域において、障害者が生涯学習活動に取り組めるよう、各種講座の情報提供に努めます。</li> <li>●視覚や聴覚が不自由な方に対し、自動電話サービスや自動FAXサービス、登録制メールにより、避難情報などの緊急情報を提供します。</li> </ul> <p><b>③子どもに関する情報提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●母子健康手帳アプリを導入し、スマホアプリで妊娠期から子育てまで切れ目なくサポートし、子育て支援情報を提供します。</li> <li>●ホームページ「くまのっ子ナビ」やLINE公式アカウント「こふでりん」、子育てガイドブックにより、子育て支援情報をわかりやすく提供します。</li> </ul>

	<p><b>④外国人への情報提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ホームページでは、英語、中国語(中文簡体、中文繁体)、韓国語でも各種情報を提供しています。</li> <li>●ひろしま避難誘導アプリ「避難所へGO!」では、英語、中国語(簡体、繁体)等7か国語で避難情報を提供しています。</li> </ul>
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●在宅医療・介護に関する講演会の実施</li> <li>●各種パンフレットの作成</li> <li>●「くまののくらし応援手帖」の作成</li> <li>●広報紙、ホームページ</li> <li>●母子健康手帳アプリ</li> <li>●子育てハンドブック</li> <li>●「くまのっ子ナビ」やLINE公式アカウント「こふでりん」</li> <li>●ひろしま避難誘導アプリ「避難所へGO!」</li> </ul>



熊野町ホームページ



熊野町防災・減災まちづくり条例パンフレット



くまのっ子 子育てナビ

## (4) 権利擁護の推進

<p><b>「自助」</b> 町民一人ひとりの取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人権侵害や不安や悩みごと、困りごとは、一人で抱え込まず、民生委員・児童委員や町等の相談窓口を活用しましょう。</li> <li>●地域には、様々な問題を抱えている人がいることを理解し、身近で支援が必要な人がいる場合は、まずは民生委員・児童委員や町等へつなぎましょう。</li> <li>●子ども、高齢者、障害者等への虐待や男女間の暴力(DV)への防止のため、虐待や暴力を発見したときは速やかに相談・通報しましょう。</li> </ul>
<p><b>「互助」</b> 地域・団体の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●様々な相談に対応できるよう、関係団体職員のスキルアップを図ります。</li> <li>●相談内容の解決に向け対応していくとともに、必要に応じて町、社会福祉協議会などと連携します。</li> </ul>
<p><b>「共助」・「公助」</b> 町の取組</p>	<p><b>①虐待、暴力の防止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者、障害者、児童等に対する虐待や男女間の暴力(DV)など、あらゆる虐待、暴力の根絶を目指し、虐待防止ネットワーク会議、地域包括支援センター(おとしより相談センター)、要保護児童対策協議会や関係機関と連携し、早期発見、早期対応、再発防止に努めます。</li> <li>●各種研修会等を受講し、あらゆる虐待に対する職員のスキルアップに努めます。</li> <li>●次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長することができるよう、青少年の非行防止と健全育成に向け、関係機関と連携していきます。</li> </ul> <p><b>②生活困窮者への支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者を早期に把握するとともに、困窮状態から脱却できるよう、各種福祉施策との連携を図り、適切に生活困窮者の支援に努めます。</li> <li>●相談を待つだけでなく、日頃から地域や関係団体との交流・連携を図り、アウトリーチ型活動に取り組みます。</li> </ul> <p><b>③ひとり親家庭への支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ひとり親家庭の負担軽減のための経済的支援として、ひとり親家庭等医療費公費負担、児童扶養手当を支給するとともに、必要に応じて広島県や社会福祉協議会など関係機関と連携を図り、相談に対応し子どものそだちを支援します。</li> </ul> <p><b>④ひきこもり・不登校への支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●児童生徒の不登校については、スクールソーシャルワーカーが支援に当たります。</li> <li>●ひきこもりについては、相談機関である広島県立総合精神保健福祉センターと連携し対応していきます。</li> </ul>

## ⑤成年後見制度利用の充実

- 判断能力が不十分で成年後見制度の利用が必要な状況にあると認められ、成年後見の開始の審判を申し立てることが困難な場合、町長が申立てを行います。また、助成を受けなければ利用が困難な場合、申立てに要する費用及び後見人などの報酬の全部又は一部を助成し、必要な人が制度を利用しやすいよう支援します。
- 全体のコーディネートを行う「中核機関」の設置に向け、安芸地区及び安芸郡で広域的に検討・協議を行います。
- 成年後見制度の理念や内容についてあらゆる機会を通して情報提供し、理解を深め、必要に応じて利用できるよう町民や関係機関への周知を図ります。

## ⑥犯罪者への支援

### ●再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

毎年7月の再犯防止啓発月間では、町民の再犯防止に対する理解と関心を深めるため、広報・啓発活動を推進します。

### ●相談支援

犯罪をした人の中には、貧困や障害、依存症等が理由で、地域社会で生活するうえで、様々な生きづらさを抱えている人や複数の問題を抱えている人が存在します。そのため、様々な相談に応じ、関係機関につなぎ、安定した生活ができるよう支援していきます。

### ●広島県保護司会連合会等関係団体との連携

広島県保護司会連合会等関係団体との連携を図るとともに、保護司の活動内容についてホームページ、広報誌等を通じて、広報・周知していきます。

### ●コレワーク中国との連携

前科があるという理由などから、仕事に就くうえで不利になりがちな受刑者等の就労を支援するための機関である「コレワーク（矯正就労支援情報センター）中国」と連携し、必要に応じてつなぎのための支援をしていきます。

## ⑦性的少数者【LGBTs】への支援

### ●性的マイノリティへの理解促進

偏見による人権侵害を防止し、一人の人間として誰もがいきいきと暮らすことができるよう町民の関心と理解を深めていけるよう取り組みます。

## ⑧その他

- 権利擁護に関する相談に当たっては、社会福祉協議会による福祉サービス利用援助事業や成年後見セミナー、相談セミナーを実施し、支援していきます。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築</li> </ul> <p>権利擁護支援のため、地域の関係団体等との連携を図り、地域連携ネットワークを構築します。地域連携ネットワークは、権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、支援に結びつける機能を果たせるよう取り組みます。</p>
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種研修会</li> <li>●成年後見制度利用支援事業</li> </ul>

## (5) 安心・安全のための環境整備

<p><b>「自助」</b> 町民一人ひとりの取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報紙や消費生活相談員の出前講座等に参加し、消費者被害にあわないようにしましょう。</li> <li>● 地域の防犯ボランティアに積極的に参加しましょう。</li> <li>● 普段から、交通ルールを遵守し交通マナーを実践しましょう。</li> <li>● 地域の道路や歩道等で危険箇所を見つけたら、そのままにせず、自治会や町に知らせましょう。</li> </ul>
<p><b>「互助」</b> 地域・団体の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもの登下校時に防犯ボランティアによる見守り活動を行います。</li> <li>● 地域の道路や歩道等の危険箇所があった場合は、点検し改善に取り組みます。</li> <li>● 消費者被害にあわないよう、情報を地域の中で共有します。</li> </ul>
<p><b>「共助」・「公助」</b> 町の取組</p>	<p><b>①防犯対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 多様化・複雑化する消費者被害を未然に防止するため、関係機関と連携し、様々な機会を通して被害の実態や被害防止方法等の情報提供・啓発に努めるとともに、消費生活相談員による相談窓口を開設し、被害者救済につなぐ支援を行います。</li> <li>● 地域、行政、警察との連携を強化するとともに、防犯ボランティア保険の加入など、自主防犯組織に対する活動を支援します。</li> <li>● 登下校における防犯ボランティアによる見守り活動や子ども 110 番の家の登録など、児童生徒の安全を守る地域活動を支援します。</li> </ul> <p><b>②交通安全の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもから高齢者に至るまで、心身の発達やライフステージに応じた段階的な交通安全教育の充実を図ります。</li> <li>● 歩行者の安全確保や交差点における安全対策のため、歩行空間の整備や交差点改良など交通安全施設の効果的な対策を推進します。</li> <li>● 未就学児の安全確保について、キッズゾーンの設定を検討します。</li> <li>● PTA や防犯ボランティア等による下校時の見守りや青色回転灯を付けた公用車が巡回し、地域の見守り体制の充実を図ります。</li> <li>● 夜間の犯罪や事故の発生を防止するため、防犯灯の設置や修繕について支援します。</li> <li>● 児童生徒の通学路の安全対策については、教育委員会、学校を中心に、町、地域等が連携して取り組みます。</li> </ul> <p><b>③消費者被害防止対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者の消費者被害を防止するため、高齢者本人やその家族に向けて、広報紙など多様な媒体による啓発を行うとともに、自治会や公民館活動など地域の高齢者が集まる場所に消費生活相談員が出向いて啓発活動を行います。</li> </ul>

	<p><b>④防災対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●防災拠点施設整備構想に基づき、町を東部、中央部、西部の3つに分け、それぞれに備蓄倉庫やシャワー室を備え、ペットの同行避難に対応できる防災拠点施設となる防災交流センターを整備します。</li> </ul>
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防犯意識の啓発</li> <li>●防犯環境の整備</li> <li>●地域防犯活動の支援</li> <li>●交通安全意識の高揚</li> <li>●交通安全教育の充実</li> <li>●歩行者の安全確保</li> <li>●消費生活講座</li> <li>●防災拠点施設の整備</li> </ul>



## 第5章 指標設定について

指標設定については、今後、様々な情報を提供し周知、啓発に努めるとともに、多種多様な施策を展開していくことで、現状値と目標値に大きな乖離が出ることなく、実現可能な数値目標を設定します。

また、数値目標を達成できれば、次期計画においてさらなる高い目標を設定することとします。

### ■目標値の設定根拠

- 目標値は、現状値から3%～5%増を目安とする。
- 現状値から3%増であっても現実的ではなく乖離が生じる場合は実現可能な数値とする。
- 次期計画策定時に検証する際、目標値に対する達成状況を判断し、本計画の策定時の現状値から10%を目安に目標値を新たに設定する。

<b>指標 1 【自助】</b>	<b>地域におけるつながりの意識の醸成</b>
----------------------	-------------------------

近所付き合いを含めた地域住民同士の助け合い、支え合いが希薄化していることから、まずは、自分ができることを考え、地域福祉の意識を醸成します。

指標 1	検証項目	現状値 令和3年	目標値 令和8年	根拠資料 町民意識調査
	「自治会に加入している」と回答した割合	91.4%	92%	問 15
	近所に「困ったときに、相談したり助け合えたりする人がいる」と回答した割合	11.6%	15%	問 21
	近くに困っている世帯があったとき、手伝うことが「特ない」と回答した割合	13.0%	減らす	問 24

指標 2 【互助】	<b>地域活動、ボランティア活動への積極的な参加</b>
--------------	------------------------------

様々な地域活動、ボランティア活動に積極的に参加することをきっかけにして、町民同士のつながりを深めます。

指標 2	検証項目	現状値 令和3年	目標値 令和8年	根拠資料 町民意識調査
	「地域の防災訓練に参加している」と回答した割合	10.1%	15%	問 25②
	「自治会などの地域組織の活動に参加している」と回答した割合	50.8%	55%	問 17
	「ボランティア活動に参加している」と回答した割合	8.7%	10%	問 27

指標 3 【共助・公助】	<b>町の地域福祉施策の情報発信と町民の地域福祉意識の浸透</b>
-----------------	-----------------------------------

町の地域福祉施策を積極的に情報発信するとともに、町民も地域福祉に関心を持ち、積極的に関わります。

指標 3	検証項目	現状値 令和3年	目標値 令和8年	根拠資料 町民意識調査
	「成年後見制度を知っている」と回答した割合	31.4%	35%	問 31
	「熊野町社会福祉協議会の活動内容までよく知っている」と回答した割合	17.3%	20%	問 41

# 第6章 計画の推進

1

## 地域ネットワークの強化

地域福祉施策に関わる関係団体に対して、必要な人に必要なサービスが確実に届くよう団体等の活動を支援していくとともに、関係団体間の連携を推進するため、マッチングなどの支援を図り、地域福祉活動を拡大していきます。

2

## 社会福祉協議会との連携強化

本町の地域福祉の推進において、中核となる社会福祉協議会とこれまで以上に連携し、社会福祉協議会の事業に対する支援を強化していきます。

3

## 庁内体制の整備

地域福祉施策の推進のためには、福祉分野にとどまらず、保健・医療・教育・労働等地域づくりに関わる様々な分野での共通認識が必要です。このことから、関係各課の取組状況を把握するとともに、関係部署、関係機関の連携をさらに強化していきます。

4

## 計画の評価

本計画の数値目標については、町民意識調査結果をもとに達成度を把握していきます。また、本計画は他の個別計画とも密接に関連していることから、各個別計画の地域福祉施策については各計画において評価していくとともに、その評価結果を保健福祉推進協議会や各専門協議会と共有し、次期計画に反映していきます。

# 資料編

1

## 熊野町保健福祉推進協議会設置要綱

平成5年7月1日

告示第62号

改正 平成10年7月7日告示第65号

平成16年3月29日告示第34号

平成18年3月22日告示第31号

平成20年5月12日告示第89号

平成20年8月20日告示第123号

平成28年3月31日告示第46号

令和2年3月27日告示第40号

### (設置目的)

第1条 住民が安心して生活できる潤いに満ちた地域社会を築くため、保健福祉サービスのあり方並びに住民の自助的な努力及び互助的な活動のあり方等について審議し、もって「健康であわせに暮らせるまち」熊野町の実現に寄与することを目的として、熊野町保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を調査し、研究する。

- (1) 住民の福祉を増進するための社会的環境の基盤整備に関すること。
- (2) 保健福祉サービスの普及及び健康づくり等の啓発に関すること。
- (3) 保健福祉サービスに対する住民のニーズの把握及び各種サービスの整備に関すること。
- (4) 保健福祉サービスの供給体制に関すること。
- (5) 保健、福祉及び医療の連携に関すること。
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

### (委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会の代表者
- (2) 地域医師会等の代表者
- (3) 社会福祉協議会の役職員
- (4) 社会福祉施設の役職員
- (5) 民生委員協議会の代表者等
- (6) 住民組織の代表者等
- (7) 学識経験者
- (8) 町福祉、保健及び医療担当部門の職員
- (9) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門協議会等)

第6条 協議会に、専門事項を協議するため、各種専門協議会を設置する。

- 2 専門協議会は、別表に掲げるものとし、必要に応じて追加設置できるものとする。
- 3 専門協議会の委員は、25人以内をもって、保健医療福祉関係団体・機関等に属する者のうちから会長が選任する。
- 4 第4条第2項及び前条の規定は、専門協議会について準用する。
- 5 協議会は、その決議により、専門協議会の議決をもって協議会の決定とすることができます。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は年1回とし、臨時会は会長が必要と認める場合にこれを開催する。
- 3 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 4 会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開催することができない。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 6 会議には、必要に応じ委員以外の参考人等を出席させることができる。
- 7 前4項の規定は、専門協議会について準用する。この場合において、規定中「会長」とあるのは「専門協議会の会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 協議会及び専門協議会の庶務は、別表に掲げる各課において処理する。

(委任規定)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年7月7日告示第65号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年3月29日告示第34号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月22日告示第31号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年5月12日告示第89号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年8月20日告示第123号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第46号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日告示第40号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第6条及び第8条関係）

協議会名	協議事項	庶務
熊野町保健福祉推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健福祉全般にわたる施策の推進方策の検討に関すること。</li> <li>・専門協議会の運営及び専門協議会において協議する各計画の総合調整に関すること。</li> <li>・その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。</li> </ul>	社会福祉課
熊野町高齢者保健福祉推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者支援施策の推進に関すること。</li> <li>・「熊野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の改正及び進捗管理に関すること。</li> <li>・その他専門協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。</li> </ul>	高齢者支援課
熊野町地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者支援施策の推進に関すること。</li> <li>・障害者の自立に向けた支援方策の検討に関すること。</li> <li>・「熊野町障害者保健福祉計画・障害福祉計画」の改正及び進捗管理に関すること。</li> <li>・その他専門協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。</li> </ul>	社会福祉課
熊野町次世代育成支援対策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援施策の推進に関すること。</li> <li>・「熊野町次世代育成支援行動計画」の改正及び進捗管理に関すること。</li> <li>・その他専門協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。</li> </ul>	子育て支援課
健康くまの推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病予防対策の推進に関すること。</li> <li>・「笑顔はな咲く健康くまの21」の改正及び進捗管理に関すること。</li> <li>・その他専門協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。</li> </ul>	健康推進課

**熊野町保健福祉推進協議会委員名簿**  
**(熊野町地域福祉計画策定委員会)**

氏 名	所 属 等	
濱 本 嘉 昭	熊野町医師会会长	会 長
大瀬戸 宏 樹	熊野町議會議長	副会長
久 世 祥 二	熊野町歯科医師会会长	
大 岩 生 子	熊野町薬剤師会会长	
小 松 富士夫	熊野町社会福祉協議会会长	
木 村 満 朗	熊野町民生委員児童委員協議会会长	
栗 原 君 子	熊野町自治会連合会会长	
山 野 千佳子	熊野町女性会会长	
大 竹 美枝子	熊野町教育委員	
時 光 良 弘	熊野町健康福祉部長	

## 熊野町地域福祉計画策定の経過

実施項目	議題等
熊野町地域福祉計画策定のための調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町民意識調査 調査時期：令和3年9月 配布数：2,000件</li> <li>●関係団体等調査 調査期間：令和3年9月 配布数：15件</li> </ul>
ワークショップ① 開催日：10月15日 地域自立支援協議会事務局会議メンバー	<ul style="list-style-type: none"> <li>●議題 1 災害対応について</li> </ul>
グループインタビュー 開催日：10月20日 民生委員児童委員定例会メンバー	<ul style="list-style-type: none"> <li>●議題 1 現在、担当している地域の中で課題に感じること 2 今後、住民同士の地域活動の輪を広げていくために必要だと思うこと</li> </ul>
第1回 熊野町地域福祉計画策定委員会 開催日：令和3年11月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●議題 1 熊野町地域福祉計画策定委員会について 2 熊野町地域福祉計画について 3 熊野町地域福祉計画に関する町民意識調査結果報告について</li> </ul>
第2回 熊野町地域福祉計画策定委員会 開催日：令和3年12月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●議題 1 熊野町地域福祉計画骨子案について ①計画策定の背景・概要 ②地域福祉を取り巻く現状と課題 ③計画の基本理念と基本目標 2 その他</li> </ul>
ワークショップ② 開催日：12月17日 参加者：町民、民生委員・相談支援事業所職員等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●議題 1 日頃から感じている地域の特性 2 地域の課題 3 町民、地域、町の取組</li> </ul>
パブリックコメントの実施	実施期間：令和4年1月21日～2月4日
第3回 熊野町地域福祉計画策定委員会 開催日：令和4年2月10日 書面会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>●議題 1 パブリックコメントの結果について 2 熊野町地域福祉計画案について</li> </ul>

## 熊野町地域福祉計画

令和4年3月

熊野町 社会福祉課

〒731-4292 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号

TEL : (082) 820-5635 FAX : (082) 855-0155

<https://www.town.kumano.hiroshima.jp>